

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月3日
【発行者名】	全共連第3回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 後藤 真弓
【電話番号】	03-5555-3427
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の名称】	全共連第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前 償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)
【届出の対象とした募集内国 資産流動化証券の金額】	500億円(予定) (注)上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況 を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。
【縦覧に供する場所】	全共連第3回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

第一部【証券情報】

第1【(特定)社債((特定)短期社債を除く。)】

1【銘柄】

全共連第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)

(以下「本社債」といいます。)

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

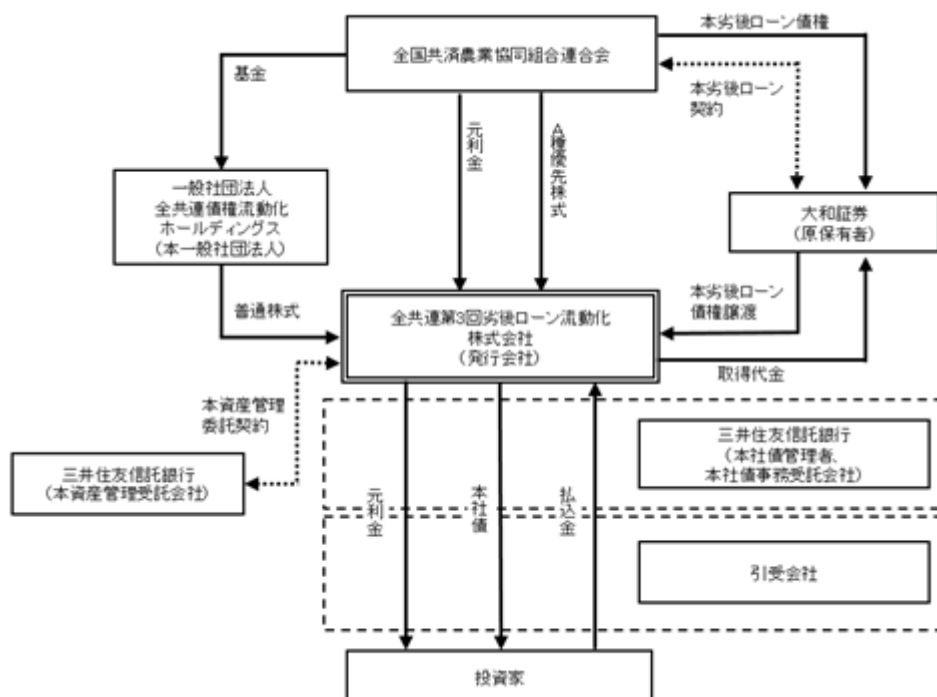
(1) 振替社債

(a) 本社債は、その全部において社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。)(以下「社債等振替法」といいます。)の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針(以下、これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を「業務規程等」と総称します。)に従って取り扱われるものとし(注)。

(注) 本社債は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。)第2条第1項第5号に規定する「社債券」であり、金融商品取引法第5条第1項、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第2条の13第13号及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。)(以下「特定有価証券開示府令」といいます。)に規定する特定有価証券であり、また、特定有価証券開示府令第1条第3号イに規定する内国資産流動化証券です。

(b) 本社債が社債等振替法の規定の適用を受けることができない場合及び社債等振替法に従い本社債の社債権者(以下「本社債権者」といいます。)が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券(以下「本社債券」といいます。)が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は、1,000万円の一つとし、その記名式への変更はしません。

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等



- (a) 全共連第3回劣後ローン流動化株式会社(以下「発行会社」といいます。)は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円として、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。) (以下「会社法」といいます。)に基づき2023年9月11日に日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。) (以下「一般法人法」といいます。)に基づき設立された一般社団法人全共連債権流動化ホールディングス(以下「本一般社団法人」といいます。)によって保有されています。
- (b) 発行会社は、株式会社日本格付研究所から2023年10月3日付で本社債につき予備格付を取得し、2023年10月30日迄に本社債につき本格付を取得する予定です。詳細については後記(10)「本社債に関する信用格付」をご参照下さい。
- (c) 大和証券株式会社(以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。)は、2023年10月20日付で大和証券及び全国共済農業協同組合連合会(以下「JA共済連」といいます。)の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(以下「本劣後ローン契約」といいます。)に基づき、2023年10月30日(以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。)付で500億円(予定)(注)をJA共済連に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利(以下「本劣後ローン債権」といいます。)をJA共済連に対して取得します。
(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2023年10月20日頃に決定される予定です。
- (d) 発行会社は、2023年10月20日付で大和証券及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。)に基づき、2023年10月30日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受ける予定です。本劣後ローン債権の取得資金は本社債の発行によって調達されます。かかる本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連の上記本劣後ローン債権の譲渡実行日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。
- (e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、JA共済連による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済は発行会社に対して直接行うものとされています。
- (f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びS M B C日興証券株式会社を幹事会社とする引受会社(後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。以下同じです。)が引受を行います。
- (g) 本社債は一般募集とします。
- (h) 本社債及び本劣後ローン債権の利率は同率であり、いずれも年2回利息支払が行われ、その元金は、それぞれ最終償還日(以下に定義されます。)及び本劣後ローン最終弁済日(以下に定義されます。)に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、発行会社がJA共済連から本劣後ローンの元本が期限前弁済される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、発行会社は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(e)の記載に従い本社債買入消却を行うことができ、この場合、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)

「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イ「本社債買入消却に伴う弁済」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前弁済されます。本社債に基づく債務の履行は、会社法その他適用法令に従い本劣後ローン債権等より得られる金銭をもって行うことが予定されています。

(i) 発行会社は、2023年10月20日付で発行会社及び三井住友信託銀行株式会社(以下「本資産管理受託会社」といいます。)の間で締結される資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託します。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日につき、当該各利率改定日の翌日(当日を含みます。)から次の利率改定日(当日を含みます。)までのそれぞれの期間をいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法(昭和58年法律第32号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、大和証券、野村證券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びSMB C日興証券を総称していいます。

「基準国債金利」とは、3年国債金利又は5年国債金利をいいます。

「業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融サービス提供法」とは、金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「支払余力比率」とは、その時点において有効な農業協同組合法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「資本事由」とは、農業協同組合連合会等の支払能力の充実状況に関する農業協同組合法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グランドファザリング）又はこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本劣後ローンが農業協同組合法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、JA共済連のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、株式会社日本格付研究所、株式会社格付投資情報センター、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社及びムーディーズ・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（本定義において、以下「格付機関」といいます。）が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、()本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は、()本劣後ローンについて、本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合をいいます。

「資本性変更事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、() (a) JA共済連の支払余力比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(b) 当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより、JA共済連の支払余力比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は() 農林水産省若しくはその他権限のある監督官庁からJA共済連に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「社債等振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定をいいます。

「償還日」とは、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、JA共済連に課される法人税の計算において本劣後ローン利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、JA共済連のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「当初利率適用期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2030年10月30日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「農業協同組合法」とは、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「野村証券」とは、野村証券株式会社をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、全共連第3回劣後ローン流動化株式会社をいいます。

「発行会社上位債務」とは、発行会社同順位劣後債務、本社債に係る発行会社の債務及び発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された発行会社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる発行会社の債務をいいます。

「発行会社同順位劣後債務」とは、発行会社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された発行会社のその他の債務をいいます。

「発行会社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア 発行会社について、清算手続(会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みま
す。)が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の
決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開
始の決定をした場合。
- エ 管轄権を有する日本の裁判所が、発行会社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開
始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意
再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消
若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した
場合には、本エによる発行会社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- オ 発行会社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続
又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「払込期日」とは、2023年10月30日をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般法人法により設立された一般社団法人全共連債権流動化ホールディン
グスをいいます。

「本格付機関」とは、JCRをいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2023年10月20日付で発行会社及び三井住友信託銀行の間で締結される
資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいま
す。

「本社債」とは、全共連第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担
保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)をいいます。

「本社債買入消却」とは、発行会社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が
本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、JA共済連と本社債買入消却及びこれに伴う本劣
後ローンの元本の弁済に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2023年10月20日付で発行会社及び三井住友信託銀行の間で締結される
全共連第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及
び責任財産限定特約付)社債管理委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき発行会社が本社債関連口座として開設する口座をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日)」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イ「JA共済連の選択による弁済」の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日(利払日以外)」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イ「JA共済連の選択による弁済」の記載に基づき、発行会社が、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債権者」とは、本社債の社債権者をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2023年10月20日付で発行会社及び三井住友信託銀行の間で締結される全共連第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)事務委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、発行会社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、発行会社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「本社債税制事由弁済日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合において、JA共済連が、その選択により行う本社債税制事由による本劣後ローンの弁済のために設定する日をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記8「利払日及び利息支払の方法」(1)の記載に従い決定される、各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本届出書提出日」とは、2023年10月3日をいいます。

「本引受契約」とは、2023年10月20日付で発行会社、JA共済連及び幹事会社の間で締結される全共連第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債(劣後特約及び責任財産限定特約付)引受契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2023年10月30日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン期限前弁済」とは、本劣後ローンの元本の期限前弁済をいいます。

「本劣後ローン基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、JA共済連が、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、()資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は()本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、既に経過した期間に係る本劣後ローン利息のうち、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローン利息をいい、その対象となる計算期間について後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」の記載に従って計算されるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン契約」とは、2023年10月20日付で、大和証券及びJA共済連の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン後順位劣後債務」とは、JA共済連の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示されたJA共済連の債務をいいます。

「本劣後ローン債権」とは、本劣後ローン契約に基づく、JA共済連に対する劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利を総称していいます。

「本劣後ローン債権譲渡契約」とは、2023年10月20日付で、大和証券及び発行会社の間で締結される劣後ローン債権譲渡契約及びこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本劣後ローン最終弁済日」とは、2053年10月30日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、JA共済連の劣後ローンの元利払債務及びこれに関連する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び本劣後ローン後順位劣後債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆるJA共済連の債務をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、JA共済連の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示されたJA共済連のその他の債務をいいます(下記の債務を含みますが、これに限られません。)。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本届出書提出日現在、下記の契約に係るJA共済連の債務があります。

ア 全共連第1回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2021年10月15日)

イ 全共連第2回劣後ローン流動化株式会社との間の劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約(原契約締結日:2022年10月7日)

「本劣後ローン任意停止」とは、JA共済連が、その裁量により、本劣後ローン基準日までに発行会社に対し通知を行うことにより、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン任意弁済日」とは、いずれかの利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン弁済日」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」ア又はイの記載に基づき本劣後ローンが弁済されるべき日をいいます。

「本劣後ローン弁済要件」とは、本劣後ローンの元本の弁済を行うために充足すべき要件をいいます。本劣後ローン弁済要件は、()当該弁済を行った後においてJA共済連が十分な支払余力比率を維持することができることと見込まれること、又は()JA共済連が当該弁済額以上の額の資本調達を行うことを条件とし、かつ、農林水産省の事前の承認の取得(かかる承認が必要な場合に限り、)その他その時点において適用のある規制上の要件を充足する場合に充足されます。

「本劣後ローン未払残高」とは、本劣後ローンに関してその時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」エ「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算期間」とは、各本劣後ローン利払日について、当該本劣後ローン利払日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から当該本劣後ローン利払日の直後に到来する利息計算基準日(当日を含みます。)までの期間をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称していいます。

「本劣後ローン利払日」とは、2024年4月30日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年4月30日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日及び10月30日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- ア JA共済連について、清算手続(農業協同組合法に基づく清算手続を含みます。)が開始された場合。
- イ 管轄権を有する日本の裁判所が、JA共済連について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- ウ 管轄権を有する日本の裁判所が、JA共済連について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本ウによる本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- エ JA共済連について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由(本社債)」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「三井住友信託銀行」とは、三井住友信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(g)「利息支払の方法及び制限」エ「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法(平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法(昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「民法」とは、民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。)をいいます。

「利息計算基準日」とは、2023年10月30日を第1回として、その後毎年の4月30日及び10月30日をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、発行会社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2024年4月30日を第1回とし、その後毎年4月30日及び10月30日をいいます。

「利率改定日」とは、2030年10月30日、2033年10月30日及びその5年後ごとの応当日のそれぞれをいいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日の直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件（発行会社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア 発行会社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は発行会社に知れている債権者に係る全ての発行会社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ 発行会社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての発行会社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- ウ 発行会社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ 発行会社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての発行会社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- オ 発行会社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて発行会社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- ア JA共済連の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又はJA共済連に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、農業協同組合法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- イ JA共済連の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。

- ウ JA共済連の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- エ JA共済連に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、発行会社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは、発行会社はその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従ってJA共済連に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は21,800株（予定）、その払込金額の総額は1,090,000,000円（予定）です。発行会社は、かかる金額の2分の1ずつを資本金及び資本準備金に、それぞれ計上します。

(注) 上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、後記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時（2023年10月20日頃）に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます（払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ）。

払込金額（1）= 532,000,000円 + 後記3「券面総額」記載の本社債の総額 × 1.07%（2）

（1）上記算式により計算された金額に100,000円を加えた金額が1,000百万円超となる場合には、上記算式は「払込金額 = 555,000,000円 + 後記3「券面総額」記載の本社債の総額 × 1.07%（2）」と変更されません。

（2）後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

株式数 = 払込金額 ÷ 50,000円

「JA共済連」とは、全国共済農業協同組合連合会をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

「S M B C日興証券」とは、S M B C日興証券株式会社をいいます。

(3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

(a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は発行会社の資産となり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を発行会社のために行います。本社債管理委託契約において、発行会社は、本劣後ローン債権を含む発行会社の資産につき、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸付、譲渡、交換、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は発行会社の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の弁済による回収金は発行会社の元金償還勘定において保管され、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の「ないし」に記載されている方法及び順序によってのみ利用することが可能とされています。

(b) 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において管理され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

(4) 元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

(a) 元金償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得する本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら発行会社の当初費用並びに発行会社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、かつ、払込期日後に発行会社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受を約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払はJA共済連が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元金の償還はJA共済連が支払う本劣後ローンの元本の弁済金によって行われることとなりますが、本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。このため、本社債の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、JA共済連による本劣後ローン債権の元本の弁済及び利息の支払の状況如何によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

このように本社債の元金の償還及び利息の支払は専らJA共済連の信用力に依存しており、その時々JA共済連の信用力によっては、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

なお、JA共済連の財務状況については、後記第三部第3「全国共済農業協同組合連合会の概況」をご参照下さい。また、JA共済連の事業上のリスクについては、後記第三部第3、5「JA共済連の事業等のリスク」をご参照下さい。

これらのリスク要因については、JA共済連の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(b) 本社債の元金の償還に関するリスク

ア 本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元金の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2053年10月30日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還することを予定しています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローンの元本は、本劣後ローン弁済要件を充足した場合に限り、本社債の最終償還日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済するものとされています。本劣後ローン最終弁済日に本劣後ローン弁済要件が充

足されなかった場合、本劣後ローン最終弁済日は次の本劣後ローン利払日まで延長され、その後も同様とするものとされています。

以上から、本劣後ローン最終弁済日において本劣後ローン弁済要件を充足できない場合には、本劣後ローン弁済要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローンの元本の弁済を行うことができず、その間、本社債の元金の償還も行われないうこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に起因するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

イ 発行会社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の弁済若しくは利息の支払が行われなかった場合、JA共済連が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の弁済は行われません。その結果、本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元金の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、発行会社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元金の償還は行われません。

かかるリスク要因については、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

ウ 本社債の期限前償還に関するリスク

発行会社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローンの元本の期限前弁済が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、JA共済連は、その選択により、2030年10月30日、2033年10月30日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を期限前弁済することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を期限前弁済することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従いJA共済連が本劣後ローンの期限前弁済を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります。それに対する補償は発行会社及びJA共済連を含むいかなる当事者も行いません。なお、本劣後ローン契約に従ったJA共済連による本劣後ローンの期限前弁済はいずれもJA共済連の権利であり、JA共済連に期限前弁済を義務付けるものではなく、JA共済連がかかる権利を行使して期限前弁済を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、発行会社に対して本社債の期限前償還を求める権利及びJA共済連に対して本劣後ローンの期限前弁済を求める権利を有していません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、JA共済連による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びにJA共済連の財務状況によっては、本社債のその時々における利息支払資金が不足する可能性があります。

発行会社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を発行会社が受領した場合、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、JA共済連は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、かつ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、JA共済連が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、JA共済連による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の弁済状況並びにJA共済連の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延べに係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高がJA共済連から支払われない限り、当該繰延べが生じた後においても支払われませんが、JA共済連は、本劣後ローン最終弁済日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、JA共済連による剰余金の配当並びに持分の払戻し及び譲受けは禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、JA共済連が剰余金の配当並びに持分の払戻し及び譲受けを行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、JA共済連による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因については、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(d) 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。また、発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、会社更生法上は、株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、(i)更生担保権、(ii)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(iii)((ii)及び(iv)に掲げるもの以外の)更生債権、(iv)約定劣後更生債権、(v)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(vi)((v)に掲げるもの以外の)株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の会社更生法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、債務者について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、JA共済連が法人として解散又は倒産した場合においては、発行会社が本劣後ローン債権の元利金の支払につきJA共済連の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、JA共済連が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、JA共済連が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法及び民事再生法等に基づく法制度並びにJA共済連及び発行会社の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(e) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えています。

ア 原保有者及び発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること。

イ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が発行会社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと。

ウ 本劣後ローン債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと。

エ 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。

オ 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本劣後ローン債権の譲渡についてはJA共済連の確定日付ある証書による承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと発行会社は考えていますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(f) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が、本社債の元金全額が償還されるまでに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。発行会社は、本社債管理委託契約において、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが償還され又は支払われるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下のことを約束しています。

ア 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

イ 発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。

ウ 発行会社は、()本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は下記エに記載する業務及びその付帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。)かつ()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。発行会社は、かかる債務負担行為をする場合には、その旨及びその内容につき、事前に本社債管理者に通知しなければなりません。

エ 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資金を調達し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における発行会社の約束により、発行会社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(g) 発行会社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

発行会社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ普通株式及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用(以下本(g)において「諸費用」と総称します。)の支払資金相当額以上の金銭の払込みを受けます。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となる可能性があります。

これらの場合において、JA共済連は、当該諸費用増加額相当額の発行会社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、JA共済連以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、発行会社及び本一般社団法人がJA共済連その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又はJA共済連その他の第三者が発行会社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、発行会社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、発行会社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては発行会社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があり、その結果、発行会社による本社債の利息の支払又は元金の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(h) 発行会社の破産等に伴うリスク

発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、発行会社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、上記(d)「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、発行会社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき発行会社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、発行会社の普通株式(以下「本普通株式」といいます。)は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全てJA共済連に保有されます。A種優先株式については、発行会社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、発行会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、発行会社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び株式会社東京共同会計事務所(以下「事務受託者」といいます。)は、本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は発行会社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、発行会社の取締役をして行わしめないことを約束しているなどの倒産予防措置がとられているほか、後記(8)「倒産手続の放棄等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他発行会社が締結する各契約においても同種の規定がされているなど倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(i) 発行会社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入れに係る債務の履行を完了する日をいいます。))までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。)の上限は50年とされています。本劣後ローンの元本の弁済までの期間は50年を超える可能性があるため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元金の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、発行会社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制(資産流動化法第195条から第214条まで)や、特定目的会社の監督に関わる規制(資産流動化法第215条から第221条まで)その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(j) 発行会社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関するリスク

全ての本普通株式は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び事務受託者は、上記(h)「発行会社の破産等に伴うリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる誓約書において、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しますが、本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本普通株式が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として発行会社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れる本社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約します。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しています。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高くないものと発行会社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本一般社団法人との契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと発行会社は考えています。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及びリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約書において、発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生

ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において発行会社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと発行会社は考えています。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員については、本一般社団法人の基金の拠出者や本一般社団法人が保有する株式等に係る会社等に対して資産を譲渡した者の役員又は従業員ではないこと等、その資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(k) 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することに伴うリスク

本一般社団法人は現在、本普通株式、全共連第1回劣後ローン流動化株式会社の普通株式及び全共連第2回劣後ローン流動化株式会社の普通株式を保有しているほかは、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得しつつ、かかる株式等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該株式等の発行体がデフォルトに陥った場合、その株式等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、上記(h)「発行会社の破産等に伴うリスク」記載の本一般社団法人及び事務受託者が発行会社及び本社債管理者に対して差し入れる誓約書において、かかる追加的な株式等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、かつ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の株式等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えています。

(l) 本社債権者が担保を有しないことに伴うリスク

本社債権者は、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、上記(f)「発行会社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(m) 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されます。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の元金の償還又は利息の支払に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本性変更事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、JA共済連は、その選択により、残存する本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(n) 税制の変更等に関するリスク

本届出書提出日以降、税制の変更等により、発行会社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の元金の償還又は利息の支払の資金が不足し、発行会社による本社債の元金の償還又は利息の支払ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、JA共済連は、その選択により、残存する本劣後ローンの元本の全部を期限前弁済することができ、その場合、発行会社は、残存する本社債の元金の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ウ「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

(o) 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

上記(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」ア「本社債の元金が最終償還日に償還されないリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延長により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の本社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、発行会社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元金の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン弁済要件の未充足による本劣後ローン最終弁済日の延長によっても、JA共済連の剰余金の配当並びに持分の払戻し及び譲受けは禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(p) 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、発行会社及びJA共済連の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に、市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落し、逆に市場の金利水準が低下する過程では本社債の価格は上昇することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及び可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(q) 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還(期限前償還を含みます。)、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他JA共済連から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知(以下「本社債JA共済連関連通知」といいます。)は、全て、JA共済連から本劣後ローン債務の弁済(期限前弁済を含みます。)、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他のJA共済連から通知される事項に関する通知(以下「本劣後ローンJA共済連関連通知」といいます。)を発行会社が受領した後に行われます。従って、JA共済連が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローンJA共済連関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債JA共済連関連通知は、かかるJA共済連の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、発行会社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(5) 期限前償還

本社債の元金は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還されることがあります。

(6) 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

(7) 利息支払の停止

本社債の利息は、後記8「利払日及び利息支払の方法」(6)「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

(8) 倒産手続の放棄等

- (a) 本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、第三者による申立てに対し参加、同意等もしないものとされています。
- (b) 本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産（以下本(8)において「本責任財産」といいます。）のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。
- (c) 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとされています。

(9) 劣後条件等

(a) 劣後特約（発行会社劣後事由）

発行会社は、発行会社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、発行会社劣後事由が発生した事実を通知します。発行会社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（発行会社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(b) 劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））

発行会社は、本劣後ローン劣後事由が発生した場合である本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(c) 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、発行会社に対し、発行会社上位債務に係る債権を有する全ての者及びJA共済連に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(d) 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（発行会社劣後事由）及び劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに発行会社に返還するものとされています。

(e) 相殺禁止

発行会社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(発行会社劣後事由)が成就しない限りは、本社債権者は、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

本劣後ローン劣後事由(本社債)が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就しない限りは、発行会社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(10) 本社債に関する信用格付

本社債について、発行会社は、JCRからAA-の予備格付を2023年10月3日付で取得しており、また、JCRからAA-の本格付を本社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を、等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されます。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

なお、本社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

3【券面総額】

金500億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。

4【各社債の金額】

金1,000万円

5【発行価額の総額】

金500億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。

6【発行価格】

各本社債の金額100円につき金100円

7【利率】

(1) 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日(当日を含みます。)から2030年10月30日(当日を含みます。)までは年(未定)% (注)とし、(b)2030年10月30日の翌日(当日を含みます。)から2033年10月30日(当日を含みます。)までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における3年国債金利に(未定)% (年率) (注)を加えた値とし、(c)2033年10月30日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間については当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)% (年率) (注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記各利率は、2023年10月10日頃に仮条件の提示を行い、需要状況を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。なお、(a)の利率に係る仮条件の提示方法は、(a)の利率を仮条件提示時において市場の慣行として7年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)に一定の加算率を加えた値とした上で、かかる加算率の幅を仮条件として提示する方法、又は、(a)の利率の幅を仮条件として提示する方法のいずれかによるものとします。の方法による場合、(a)における加算率と(b)における加算率は同率とし、の方法による場合、決定された(a)の利率から当該利率決定時において市場の慣行として7年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り(年2回複利ベース)を控除した値と(b)における加算率は同率とします。また、(c)における加算率は、(b)における加算率に1.00%を加えた値とします。

(2) 上記(1)(b)における「3年国債金利」とは、2030年10月30日の翌日(当日を含みます。)から2033年10月30日(当日を含みます。)までの改定後利率適用期間に係る利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示されている3年国債金利をいいます。

上記(1)(c)における「5年国債金利」とは、2033年10月30日の翌日(当日を含みます。)以降の各改定後利率適用期間に係る利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示されている5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての基準国債金利が表示されていない場合、又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に発行会社は全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在提示可能であった参照基準国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本(2)において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数点以下第4位を四捨五入します。本(2)において以下同じです。)を当該改定後利率適用期間に適用される基準国債金利とします。提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される基準国債金利とします。提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)に国債金利情報ページに表示済みの最新の基準国債金利を当該改定後利率適用期間に適用される基準国債金利とします。

発行会社は、本社債管理者に上記(1)(b)及び(c)並びに本(2)に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。

- (3) 発行会社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日(当日を含みます。)から5銀行営業日以内に、上記(1)(b)及び(c)並びに(2)により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

8【利払日及び利息支払の方法】

- (1) 本社債利息は、払込期日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、2024年4月30日を第1回の利払日としてその日(当日を含みます。)までの分を支払い、その後毎年4月30日及び10月30日にその日(当日を含みます。)までの前半か年分を支払います。

- (2) 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

- (3) 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

- (4) 本社債の償還日以降、当該償還額(本社債の元金の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る利息は発生しないものとします。なお、(a) 当該償還日において残存する経過利息又は 当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。

- (5) 本社債利息及び経過利息の支払については、上記(1)から(4)までのほか、下記(6)「利息支払の停止」及び(7)「未払残高の支払」並びに前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」に従います。

(6) 利息支払の停止

発行会社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該利払日の10銀行営業日前までに)通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。

(7) 未払残高の支払

- (a) 発行会社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本(a)の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知(かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。)を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日(但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日)に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。

- (b) 発行会社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。

- (c) 未払残高の支払については、本(7)「未払残高の支払」の記載のほか、前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

9【償還期限及び償還の方法】

(1) 償還価額

各本社債の金額100円につき金100円

(2) 償還の方法及び期限

- (a) 本社債の元金は、下記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び下記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づき、本劣後ローン最終弁済日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終弁済日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日(当日を含みます。)まで、前記7「利率」(1)(c)に記載の利率による利息が発生するものとし、発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づく本劣後ローン弁済要件の充足有無の通知を受領後、速やかに(但し、最終償還日(延長後の最終償還日を含みます。以下本(a)において同じです。)より30日以上60日以内の事前に)、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日における本社債の元金の償還の有無及び最終償還日が延長される場合はかかる延長後の最終償還日を通知するものとし、
- (b) 発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イの記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日(利払日)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (c) 発行会社は、後記第二部第1、2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(e)「弁済の方法及び期限」イの記載に基づき、本劣後ローン期限前弁済が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに(但し、当該本劣後ローン期限前弁済が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日(利払日以外)より30日以上60日以内の事前の)通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債期限前償還日(利払日以外)において、当該時点で残存する本社債の元金の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日(当日を含みます。)までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。
- (d) 上記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還される償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日(当日を含みます。)までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (e) 本社債買入消却は、払込期日の翌日以降、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの弁済がJA共済連と発行会社の間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。
- (f) 本社債の償還又は本社債買入消却については、本9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(9)「劣後

条件等」(a)「劣後特約(発行会社劣後事由)」及び同(b)「劣後特約(本劣後ローン劣後事由(本社債))」記載の劣後特約に従います。

1 0 【募集の方法】

本社債は一般募集とします。

1 1 【申込証拠金】

該当事項はありません。

1 2 【申込期間及び申込取扱場所】

(1) 申込期間

2023年10月20日

(2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の本店及び国内各支店

大和証券株式会社

野村証券株式会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

S M B C 日興証券株式会社

1 3 【払込期日及び払込取扱場所】

(1) 払込期日

2023年10月30日

(2) 払込取扱場所

三井住友信託銀行

なお、三井住友信託銀行は、本社債の払込期日に本社債の払込金額の総額の払込みが行われ、かつ、本社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本社債の払込金を発行会社に交付します。

1.4 【引受け等の概要】

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定) (注)	1.引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2.本社債の引受手数料は、各本社債の金額100円につき、金60銭とします。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	(未定) (注)	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	(未定) (注)	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	(未定) (注)	
合計	-	50,000	

(注) 引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2023年10月20日頃に決定される予定です。

1.5 【社債管理者又は社債の管理会社】

(1) 本社債に関する社債管理者の状況

社債管理者	住所	委託の条件
三井住友信託銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	下記(2)から(5)まで、後記17(4)「発行会社の遵守事項」、後記第二部第1、3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」、「管理報酬等」()及び同「その他」をご参照下さい。

(2) 本社債管理者は、本社債権者のために本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

(3) 本社債管理者は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定める社債管理者の職務を行います。

(4) 本社債管理者は、本社債管理委託契約、本社債要項及び本社債について、本社債管理者により選任された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本社債管理者に悪意又は過失がない限り、発行会社又は本社債権者に対して責任を負いません。

(5) 会社法第740条第1項の規定により社債権者が異議を述べることができる場合において、社債管理者が社債権者のために異議を述べる旨の会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されません。

1.6 【振替機関に関する事項】

本社債の振替機関は、保管振替機構とします。

1.7 【その他】

(1) 社債権者集会

- (a) 本社債に関する社債権者集会は、会社法の適用ある関係規定に従います。
- (b) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいいます。)の社債(本(1)において、以下「本種類の社債」といいます。)の社債権者集会は、発行会社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を後記(2)「通知の方法」記載の方法により公告又は通知するものとします。
- (c) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行います。
- (d) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、発行会社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しません。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、発行会社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができます。

(2) 通知の方法

- (a) 本社債に関する本社債権者への通知は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、発行会社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(但し、重複するものがあるときはこれを省略することができます。)に掲載する方法によりこれを行うものとします。
- (b) 上記(a)の記載にかかわらず、発行会社が公告を行うことに代えて、全ての本社債権者に直接通知する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債要項に基づく公告を省略することができます。
- (c) 上記(a)及び(b)の記載にかかわらず、発行会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本社債管理者が認める上記(a)及び(b)に定める方法以外の方法により、本社債に関する本社債権者への通知を行うことができます。
- (d) 本届出書提出日現在における、発行会社の電子公告のURLは、「<https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m504/index.html>」です。

(3) 契約証書等の閲覧及び謄写

本社債要項及び本社債管理委託契約の契約証書の謄本は、発行会社及び本社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。本劣後ローン契約の契約証書の謄本は、発行会社の本店に備置し、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

(4) 発行会社の遵守事項

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者に対し、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債要項及び本社債管理契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下の各号を遵守することを約束しています。

- (a) 発行会社は、本社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 発行会社は、本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合(但し、本社債に劣後する借入に限ります。)、又は下記(d)記載の業務及びその付帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合(発行会社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこ

れに限られません。)かつ()本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。発行会社は、かかる債務負担行為をする場合には、その旨及びその内容につき、事前に本社債管理者に通知しなければなりません。

- (d) 発行会社は、本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
- (e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
- (f) 発行会社は、本劣後ローン債権譲渡契約並びにこれに関連する契約及び合意書に基づく他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づく発行会社の義務をその条項に従って履行します。
- (g) 発行会社は、本劣後ローン債権に基づくJA共済連の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
- (h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達、発行会社の定款その他の内部規則を遵守します。
- (i) 発行会社は、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますが、これらに限られません。)を適式に行います。
- (j) 発行会社は、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行いません。
- (k) 発行会社は、子会社(会社法第2条第3号における意味を有します。)を持ちません。
- (l) 発行会社は、組織変更(会社法第2条第26号における意味を有します。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は自己信託の設定を行いません。
- (m) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出します。
- (n) 発行会社は、自ら又は発行会社の役員若しくは発行会社の普通株主をして、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめます。
- (o) 発行会社は、JA共済連及び本一般社団法人以外の者に対して、発行会社のA種優先株式を発行しません。但し、発行会社は、JA共済連及び本一般社団法人に対して、随時A種優先株式を発行することができます。
- (p) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の普通株式を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、随時普通株式を発行することができます。
- (q) 発行会社は、株式について配当を行いません。

(5) 本社債要項の変更

- (a) 本社債要項に定められた事項(但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。)の変更は、法令の定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要します。但し、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。
- (b) 上記(a)の社債権者集会の決議は、本社債要項と一体をなすものとし、本社債を有する全ての本社債権者に対してその効力を有します。

(6) 元利金の支払方法

本社債に関する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、発行会社は、下記(7)「発行代理人及び支払代理人」に定める支払代理人を経由しての業務規程等に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本社債の元利金の支払に係る債務を免責されるものとします。

(7) 発行代理人及び支払代理人

本社債の、業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三井住友信託銀行とします。

(8) 担保・保証の有無

本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はありません。

(9) 申込みの方法等

(a) 本社債の申込期間は、2023年10月20日とし、払込期日は2023年10月30日とします。本社債の発行価格は各本社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。

(b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までをご参照下さい。

(10) 投資者の情報開示について

本社債の購入を予定している投資者の名称、投資方針、検討状況及び検討金額、需要額、希望価格並びに最終的な購入金額等の情報(個人情報を除き、業態別の投資者の数、需要額及び最終的な購入金額を含みます。また、文書、口頭、物品、電磁的記録その他いかなる媒体で提供されたものであるかを問いません。)(以下本(10)において「投資者情報」といいます。)については、主幹事である大和証券、野村證券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びSMB C日興証券に対して投資者より情報開示に係る不同意の申出がない限り、直接又は代表主幹事会員(日本証券業協会「社債券等の募集に係る需要情報及び販売先情報の提供に関する規則」第2条第5号における代表主幹事会員をいいます。)を通じて、必要に応じてJA共済連に開示、提供及び共有される予定です。なお、JA共済連は投資者情報について、本社債の需要調査に関する目的以外の目的では使用しません。

第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

第3【コマーシャル・ペーパー及び(特定)短期社債】

該当事項はありません。

第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

第5【手取金の使途】

発行会社は本社債の手取金を、本劣後ローン債権の取得代金に充当します。本劣後ローン債権の原保有者は、本劣後ローン債権の譲渡による手取金を、減少した手元資金に充当します。本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連は、自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、その手取金を、運転資金等に充当します。

第二部【管理資産情報】

第1【管理資産の状況】

1【概況】

(1)【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、2023年9月11日付で設立登記を行った株式会社です。発行会社の行いうる業務は、発行会社の定款に目的として記載されている、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務とされており、かかる目的に従って業務を営むこととなります。

発行会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行及び募集するにあたっては、会社法、社債等振替法及び金融商品取引法の適用を受けません。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、民法及び商法のほか、農業協同組合法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から株式会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連が確定日付ある証書による承諾を行うことにより当該譲渡の日に債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権に関する農業協同組合法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

(2)【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡されるJA共済連に対する1個の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。また、当該管理資産たる本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連の概要については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の債務者に関する事項」及び後記第三部第3「全国共済農業協同組合連合会の概況」をご参照下さい。

(3)【管理資産の沿革】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき2023年10月30日に原保有者である大和証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

(4) 【管理資産の管理体制等】

【管理資産の関係法人】

大和証券は、本劣後ローン契約に基づき、管理資産である本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき管理資産を発行会社に譲渡します。本劣後ローン債権の移転と同時に、発行会社は、大和証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継します。

JA共済連は、本劣後ローン契約に基づき大和証券から貸し付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となります。

発行会社は、本資産管理受託会社である三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

三井住友信託銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、これらの行為等をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます(会社法第705条第1項及び第4項)。

【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本資産管理受託会社である三井住友信託銀行は、本資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- () 本資産管理受託会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得したJA共済連に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座内の預金及びその余剰金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産(以下本において「本資産等」といいます。)を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- () 本資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- () 本資産管理受託会社は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番1号所在の本資産管理受託会社たる三井住友信託銀行株式会社資産金融部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- () 本資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

【管理資産の管理体制】

管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

ア 法人の機関の内容

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行です。

三井住友信託銀行は、迅速な経営判断による柔軟且つ機動的な業務執行を推進するとともに、監査・監督機能の維持・強化を図るため、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置しており、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の監査委員会と連携した監査を行っております。

(ア) 取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としております。また、取締役22名のうち7名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っております。

なお、当事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）は取締役会を16回開催しており、各取締役の出席状況は、以下のとおりであります。

役職名（注1）	氏名	開催回数	出席回数	出席率
取締役会長（取締役会議長）	橋本 勝	16回	16回	100%
取締役社長	大山 一也	16回	16回	100%
取締役副社長	海原 淳	16回	16回	100%
取締役副社長	岩熊 清司	16回	16回	100%
取締役副社長	野口 謙吾	16回	16回	100%
取締役専務執行役員	田中 茂樹	16回	15回	93%
取締役専務執行役員	井谷 太	16回	16回	100%
取締役専務執行役員	山口 信明	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	鈴木 康之	16回	15回	93%
取締役常務執行役員	米山 学朋	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	松本 篤	16回	16回	100%
取締役	大久保 哲夫	16回	16回	100%
取締役	高倉 透	16回	16回	100%
取締役（社外）	神田 秀樹	16回	16回	100%
取締役（社外）	アキレス 美知子	16回	16回	100%
取締役（社外）	鳥井 一美	12回(注2)	12回	100%
取締役（監査等委員）	小足 一寿	16回	16回	100%
取締役（監査等委員）	倉井 力	16回	16回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	光永 弘	16回	16回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	中窪 裕也	16回	16回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	佐々木 順子	16回	16回	100%

（注）1．役職名は、2023年3月末日現在のものを記載しております。

2．鳥井一美氏は、2022年6月23日付で取締役に就任しております。

3．2023年3月31日付で、海原淳、野口謙吾の両氏が取締役に退任し、2023年4月1日付で、佐藤正克、佐藤理郎の両氏が取締役に就任しております。

4．2023年6月23日付で、小足一寿、光永弘、中窪裕也の3氏が監査等委員である取締役に退任し、同日付で間下直晃氏が取締役に、池村重徳、伊達英文、榊原一夫の3氏が監査等委員である取締役に就任しております。なお、間下直晃、伊達英文、榊原一夫の3氏は社外取締役であります。

（イ） 監査等委員会

三井住友信託銀行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役に構成されており、うち3名は社外取締役となっております。

監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査いたします。

（ウ） 経営会議等

三井住友信託銀行では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しております。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っております。

また、重要な投融資案件を協議又は決定する「投融資審議会」、ALMに関する方針等を協議又は決定する「財務審議会」（2023年4月1日付で「ALM審議会」から改称）、受託財産の運用に関する重要事項を協議又は決定する「受託財産運用審議会」等各種審議会を設置して

いるほか、「商品審査委員会」、「オペレーショナル・リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」等各種委員会を設置しております。

イ 内部統制システムの整備状況

三井住友信託銀行の取締役会は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(本項目「内部統制システムの整備状況」において、以下「持株会社」といいます。)の経営管理のもと、持株会社、三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の信託銀行として三井住友信託銀行及びその子会社等の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他三井住友信託銀行の業務並びに三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

(ア) コンプライアンス(法令等遵守)体制の整備について

- a 持株会社が定めるグループのコンプライアンスに関する基本方針等を踏まえ、三井住友信託銀行のコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- b コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- c 持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行において顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- d 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- e 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画(コンプライアンス・プログラム)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- f 役員及び社員のための手引書(コンプライアンス・マニュアル)を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
- g 役員及び社員に対し三井住友信託銀行における業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
- h 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
- i マネー・ローンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

(イ) リスク管理体制の整備について

- a 持株会社が定めるグループのリスク管理方針を踏まえ、三井住友信託銀行のリスク管理に関する基本方針について定める。
- b リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- c 三井住友信託銀行は、3つの防衛線を基本としたリスク管理体制を構築する。
- d 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスク・カテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
- e リスク管理に関する持株会社が定めるグループの方針等を踏まえ、毎年度、三井住友信託銀行における計画(内部管理態勢整備計画)を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等のリスク管理体制を整備する。
- f 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。

- g 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、正常な業務活動の維持、継続を図る。
- (ウ) 業務執行体制の整備について
- a 主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。
 - b 業務の円滑且つ適切な運営を図るべく、三井住友信託銀行における組織の機構・分掌並びに役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。
 - c 社内規定は関連する法令等及び持株会社が定める基本方針等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、速やかに所要の改廃を行う。
- (エ) 経営の透明性確保について
- a 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
 - b 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確且つ公平に開示する。
- (オ) グループ管理体制の整備について
- a 三井住友信託銀行のみならず子会社等のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
 - b グループ内取引等を実施する場合は、アームズレングス・ルールに基づく検証等を行うとともに、持株会社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるものは持株会社に対し事前協議を行う。また、子会社等の行う重要度の高いグループ内取引等は、三井住友信託銀行がリスク管理面、コンプライアンス面等での検証を行う。
 - c 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に三井住友信託銀行に報告する。
 - d 三井住友信託銀行は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。
- (カ) 情報の保存・管理体制の整備について
- a 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
 - b 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。
- (キ) 内部監査体制の整備について
- a 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
 - b 持株会社が定めるグループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
 - c 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (ク) 監査等委員会監査に関する体制の整備について
- a 監査等委員会の職務を補助すべき社員等
 - (a) 監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。
 - (b) 監査等委員会室員は監査等委員会の指揮命令のもとで監査等委員会の職務を補助する業務を行う。
 - (c) 監査等委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査等委員会と事前に協議する。
 - (d) 取締役は、監査等委員会室員が監査等委員会の職務を補助する業務を行う上で、不当な制約を受けることがないよう配慮する。

b 監査等委員会への報告体制

- (a) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、三井住友信託銀行若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。
- (b) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (c) 内部監査部は、同部による三井住友信託銀行及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (d) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査等委員会に対して報告しなければならない。
- (e) 上記(a)、(b)及び(d)に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記(a)に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記(b)に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記(d)に掲げる事項について監査等委員会から報告を求められた場合は速やかに、三井住友信託銀行の監査等委員会に報告する。
- (f) 監査等委員会は、必要に応じ、上記(a)から(d)までに掲げる事項について、上記(a)から(e)までに掲げる者に対して報告を求めることができる。
- (g) 上記(a)から(f)までに基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

c その他監査等委員会監査の実効性確保のための体制

- (a) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査活動に誠実に協力する。
 - (b) 監査等委員は、取締役会のほか、監査等委員会が必要と認める会議(子会社等における会議を含む。)に出席することができる。
 - (c) 代表取締役は、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会と意見交換を行う。
 - (d) 内部監査部門は、監査等委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査等委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査等委員会による調査等の指示は、取締役その他の者の指示に優先する。
 - (e) 代表取締役又は人事部門を担当する取締役は、監査等委員会に対して、内部監査部門を担当する取締役、執行役員のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
 - (f) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査等委員会との円滑な連携に努める。
 - (g) 三井住友信託銀行は、監査の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務の執行に必要な費用を支出する。
- (ケ) 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人の連携状況

監査等委員会は、毎月1回内部監査部と定期的に会合をもち、内部監査計画の事前協議や内部監査結果の報告に加え、相互に意見・情報交換を実施し、内部監査の実施状況やリスク認識等についての報告を受けております。また、監査等委員会は、内部監査部とともに会計監査人と定期的に会合をもち、監査及び会計に関する情報、会計監査計画、監査の実施状況及び監査結果等について報告を受け、財務報告や内部統制の状況、改善提案についての意見交換を行っております。必要に応じて随時意見交換及び情報交換を実施する等、これらの内

部監査部及び会計監査人との連携を緊密に行うことで監査の実効性及び効率性確保を図っております。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されております。

2【管理資産を構成する資産の概要】

(1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡されるJA共済連に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用されるほか、貸金業法が適用されます。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者である大和証券は、貸金業者として登録されています。発行会社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用されます。

本劣後ローン債権には、農業協同組合法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの農業協同組合法及び/若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(b)「本社債の元金の償還に関するリスク」及び(c)「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

大和証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日において貸し付けを行い、同契約に従い、同日に本劣後ローン債権が発生する予定です。

劣後特約付の貸付債権の譲渡については、民法上の通常の債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者である大和証券から発行会社に対する譲渡については本劣後ローン債権が発生する2023年10月30日に効力が発生する予定であり、本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本劣後ローン債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、農業協同組合法(清算及び業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託命令、又は財産の処分の禁止命令、若しくは制限命令その他監督上必要な命令等の場合)及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算及び業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託命令、又は財産の処分の禁止命令、若しくは制限命令その他監督上必要な命令等の場合には、農業協同組合法中の当該手続を定める条項が適用されます。

(2)【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」をご参照下さい。

(3) 【管理資産を構成する資産の内容】

本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡されたJA共済連に対する1個の劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

(a) 金額

金500億円(予定)

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2023年10月20日頃に決定される予定です。

(b) 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

(c) 実行日

本劣後ローン貸付実行日

(d) 本劣後ローン最終弁済日

2053年10月30日(当該日が銀行営業日でない場合には、その前銀行営業日とします。)の3銀行営業日前の日をいい、下記(e)「弁済の方法及び期限」アの記載に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

(e) 弁済の方法及び期限

ア 本劣後ローンの元本は、下記イの記載に基づき期限前弁済される場合を除き、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン最終弁済日に、その残存総額を、本劣後ローン最終弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済します。

本劣後ローン弁済要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終弁済日に弁済されない場合、本劣後ローン最終弁済日は次の本劣後ローン利払日まで延長され、その後も同様とし、かかる延長が継続する間も後記(g)「利息支払の方法及び制限」ア「利息支払の方法」に従って利息が発生するものとします。

JA共済連は、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン弁済要件の充足の有無につき、本劣後ローン最終弁済日(延長後の本劣後ローン最終弁済日を含みます。)より30日以上60日以内の事前の通知を行うものとします。本劣後ローン弁済要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとします。

イ JA共済連は、以下の場合において本劣後ローンを弁済することができます。

JA共済連の選択による弁済

JA共済連は、その選択により、本劣後ローン任意弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(本劣後ローン弁済要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。)を行うことにより、本劣後ローン任意弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、本劣後ローン任意弁済日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

資本事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日である資本事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)資本事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

資本性変更事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日である資本性変更事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本性変更事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、資本性変更事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から資本性変更事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)資本性変更事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日である税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

グロスアップ事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日であるグロスアップ事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、グロスアップ事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)からグロスアップ事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)グロスアップ事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

本社債税制事由による弁済

本劣後ローン貸付実行日以降に本社債税制事由が生じ、かつ継続している場合、JA共済連は、その選択により、JA共済連が当該弁済のために設定する日である本社債税制事由弁済日に、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本社債税制事由弁済日より30日以上60日以内の事前の通知(撤回不能とします。)を行うことにより、本社債税制事由弁済日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部(一部は不可)を、() (a)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日の直前の利息計算基準日の翌日(当日を含みます。)から本社債税制事由弁済日の3銀行営業日後の日(当日を含みます。)までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又は(b)本社債税制事由弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高の支払とともに弁済することができます。

本社債買入消却に伴う弁済

本劣後ローン貸付人が発行会社である場合において、発行会社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、JA共済連と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の弁済に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとし、

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、JA共済連は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン弁済要件を充足した上で、()本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を弁済し、()本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローン利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高(本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。)を支払います。

JA共済連が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の弁済として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の弁済に伴い、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が弁済されたものとみなされ、かつ、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息(経過利息を含みます。)及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとし、

ウ 上記ア又はイに基づき本劣後ローンが弁済されるべき日である本劣後ローン弁済日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン弁済日(当日を含みます。)までの本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

エ 本劣後ローンの元本の弁済については、本(e)「弁済の方法及び期限」の記載のほか、後記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(f) 利率

ア 本劣後ローンの利率は、(a)当初利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間については年(未定)%(注)とし、(b)2030年10月30日の翌日(当日を含みます。)から2033年10月30日(当日を含みます。)までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における3年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とし、(c)2033年10月30日の翌日(当日を含みます。)以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記(a)の利率並びに(b)及び(c)における各加算率は、2023年10月20日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に、前記第一部第1、7「利率」(1)(a)の利率並びに(b)及び(c)における各加算率と、それぞれ同率で決定されることが予定されています。

イ 上記ア(b)における「3年国債金利」とは、2030年10月30日の翌日(当日を含みます。)から2033年10月30日(当日を含みます。)までの改定後利率適用期間に係る利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示されている3年国債金利をいいます。

上記ア(c)における「5年国債金利」とは、2033年10月30日の翌日(当日を含みます。)以降の各改定後利率適用期間に係る利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分(東京時間)以降に国債金利情報ページに表示されている5年国債金利をいいます。

ある改定後利率適用期間に係る利率決定日の午前10時(東京時間)に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての基準国債金利が表示されていない場合、又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に本劣後ローン貸付人は全ての参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時(東京時間)現在提示可能であった参照基準国債の売買気配の仲値の半年複利利回り(本項において、以下「提示レート」といいます。)の提示を求めるものとします。

提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つずつ除き、残りの提示レートの算術平均値(小数点以下第4位を四捨五入します。本イにおいて以下同じです。)を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される基準国債金利とします。提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される基準国債金利とします。提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時(東京時間)において国債金利情報ページに表示済みの最新の基準国債金利を当該改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間に適用される基準国債金利とします。

ウ 本劣後ローン貸付人は、利率決定日に、上記ア(b)及び(c)並びに上記イに定める各利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該各利率をJA共済連に書面で通知します。

(g) 利息支払の方法及び制限

ア 利息支払の方法

本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日(当日を含みます。)からこれを付し、当初利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記(f)「利率」ア(a)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は(未定)円(注)です。

(注) 上記金額は、2023年10月20日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に、前記(f)「利率」ア(b)又は(c)に基づき決定される利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

上記に別段の定めがある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

本劣後ローン弁済日以降、当該弁済額(本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。)に係る本劣後ローン利息は発生しないものとします。なお、()ア)当該本劣後ローン弁済日において残存する本劣後ローン経過利息又は(b)当該本劣後ローン弁済日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及び()本劣後ローン未払残高は、前記(e)「弁済の方法及び期限」の記載に従い弁済とともに支払われます。

本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本(g)「利息支払の方法及び制限」の記載のほか、後記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

イ 利払いの任意停止

JA共済連は、その裁量により、その本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部(一部は不可)を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

ウ 利払いの強制停止

JA共済連は、本劣後ローン基準日の5銀行営業日前において、()資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は()本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

エ 本劣後ローン未払残高の支払

JA共済連は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、10銀行営業日以上20銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知(かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。)を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、()適用ある規制上の要件を充足し、()資本不足事由が発生しておらず、また、()本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

上記()、前記イ「利払いの任意停止」及びウ「利払いの強制停止」並びに後記(h)「本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止」の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、JA共済連は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利息支払期日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率(かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については本劣後ローン借入人が適当と認める方法により行うものとします。)で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利息支払期日における支払であっても上記の条件を満たすものとします。

JA共済連が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。

本劣後ローン未払残高の支払については、本エ「本劣後ローン未払残高の支払」のほか、後記(j)「劣後条件等」ア「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

オ グロスアップ

JA共済連は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。JA共済連が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、JA共済連は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、JA共済連は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

(h) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

JA共済連が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は上記ア「利息支払の方法」からオ「グロスアップ」までの記載に従って本劣後ローン利息の支払が停止している場合、JA共済連は、本劣後ローン同順位劣後債務又は本劣後ローン後順位劣後債務(かかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。)に係る利息若しくは配当の支払、償還、弁済又は買入消却を行うこと、又はJA共済連の子会社をして行わせることはできません。但し、JA共済連による剰余金の配当並びに持分の払戻し及び譲受けは禁止されません。

(i) 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローンの元本の弁済並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

(j) 劣後条件等

ア 劣後特約

JA共済連は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就した場合にのみ発生します。

イ 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、JA共済連に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

ウ 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちにJA共済連に返還します。

エ 相殺の禁止

JA共済連について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合(但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。)、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件(本劣後ローン劣後事由)が成就されない限りは、本劣後ローン貸付人は、JA共済連に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

(k) 事実の表明及び保証

JA共済連は本劣後ローン貸付人に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反と相当因果関係を有する本劣後ローン貸付人の被った全ての損害、損失及び費用についてJA共済連は賠償の責に任ぜられるものとされています。

JA共済連は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する農業協同組合連合会です。

JA共済連は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。

JA共済連による本劣後ローン契約の締結及び履行は、農業協同組合法その他JA共済連に適用がある法令、規則、通達、JA共済連の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又はJA共済連を当事者とする若しくはJA共済連が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、JA共済連の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本劣後ローン契約に基づき大和証券のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

JA共済連による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、JA共済連の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みかつ有効です。

本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、JA共済連から本劣後ローン貸付人に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点におけるJA共済連の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書(写)の書類作成時点以降、JA共済連の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て本劣後ローン貸付人に対して書面で開示されています。

JA共済連に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本劣後ローン契約に基づき、JA共済連から本劣後ローン貸付人に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、JA共済連は本劣後ローン貸付人にとり重要と思われる情報を削除又は省略していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日時時点で残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。

JA共済連を当事者とする又はJA共済連が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼし得る債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由(これらの事由には、支払の停止、破産手続開始再生手続開始の申立てがあったこと、共済事業承認取消の処分を受け、若しくは解散したこと、農業協同組合法第94条の2第2項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令が行われ、かつ、債務超過であることが判明したこと等を含みますが、これらに限られません。)は発生、継続しておらず、かかる事由はJA共済連による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

本劣後ローン債権のJA共済連による利息の支払及び元本の弁済に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置(例えば、大和証券による買戻し等)は定められていません。

本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者であるJA共済連に関する事項は以下のとおりです。

(a) 名称

全国共済農業協同組合連合会

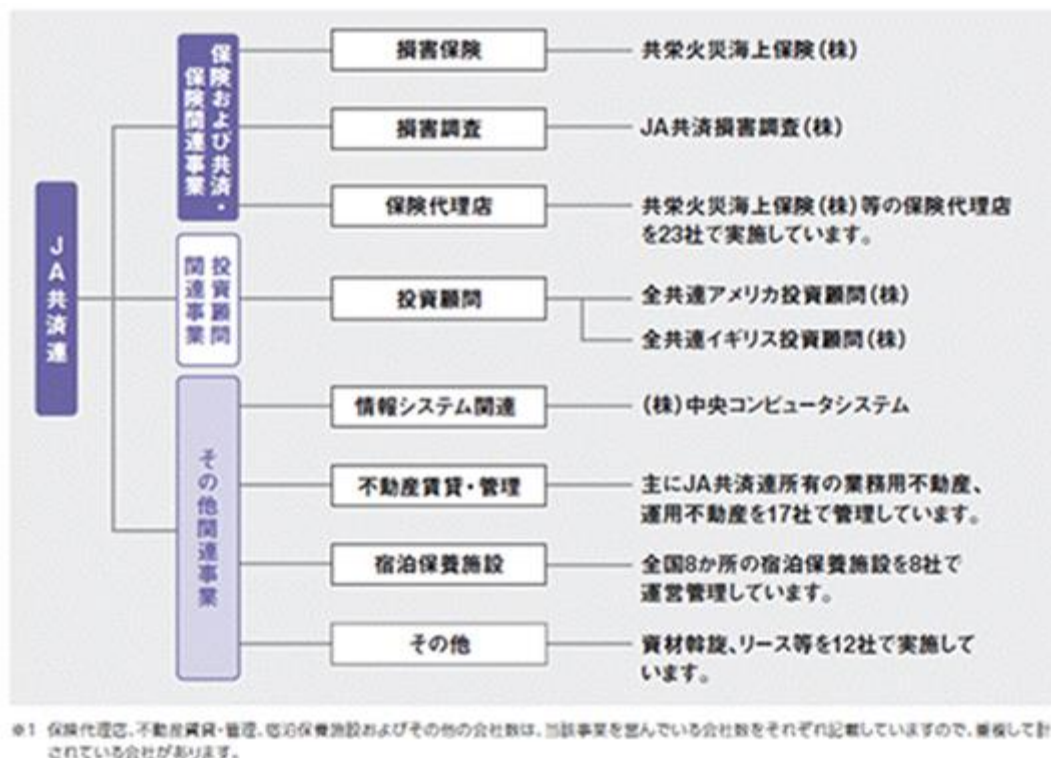
(b) 組織形態

農業協同組合法第4条に定める農業協同組合連合会

(c) 沿革

昭和23年	JA(農協)共済事業開始
昭和26年	全国共済農業協同組合連合会(全共連)設立
昭和48年	中伊豆、別府リハビリテーションセンター開設
昭和60年	大阪センター開設
昭和63年	全共連アメリカ投資顧問(株)設立
平成1年	全共連イギリス投資顧問(株)設立
平成4年	CIを導入し、愛称をJA共済に変更
平成6年	石岡センター開設
平成10年	JA共済50周年
平成12年	47都道府県共済連と全共連が一斉統合
平成15年	共栄火災を子会社化
平成16年	川崎センター開設
平成17年	東日本引受センター、西日本引受センター設立
平成18年	JA共済幕張研修センター開設
平成22年	JA共済ビル落成
平成26年	業務センター設立(全国8地区)
~27年	
令和3年	豊洲センター開所

(d) 事業の内容



(e) 営業の概況

JA共済連の営業の概況については、後記第三部第3「全国共済農業協同組合連合会の概況」をご参照下さい。

(f) 割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

JA共済連は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

(g) 本劣後ローン債権の内容

前記「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

(4) 【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済については、原保有者である大和証券から発行会社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、JA共済連は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済の詳細については、上記(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

3【管理及び運営の仕組み】

(1)【資産管理等の概要】

【管理資産の管理】

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である大和証券が貸付金の貸付をJA共済連に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、発行会社及びJA共済連に対して、自らが、その保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者であるJA共済連は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2023年10月20日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、本劣後ローン貸付人に対し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」「本劣後ローン債権の概要」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証します。

発行会社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第三部第1「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと並びに資本金の額及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束します。

JA共済連による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローンの元本の弁済は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン弁済日において、発行会社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は発行会社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローンの元本の弁済による回収金は発行会社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本資産管理委託契約に基づき、三井住友信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託します。

なお、発行会社は、管理資産である本劣後ローン債権の管理又は処分により得られる金銭の全部又は一部を当該資産又は他の資産の取得に係る資金の全部又は一部に充てることを予定していません。

本 に記載される事項のほか管理資産たる本劣後ローンの元本の弁済及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

管理資産からの支出

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、()利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、発行会社は、保有する金銭を下記に定める方法に基づき本社債関連口座においてのみ保管するものとされています(但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債買入消却に関連する支払に充当することができます。)。但し、本社債関連口座を開設している金融機関について、JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)未満に格下げされた場合(以下「格付事由」といいます。)には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14銀行営業日以内に、JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)以上である金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に書面による通知の上移転

し、新たな本社債関連口座内の金銭を、従前と同様に()利息支払勘定、()元金償還勘定及び()出資金勘定に区分して管理するもの(以下「本社債関連口座移転行為」といいます。)とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいと認められる場合には、本社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

本劣後ローン債権に基づきJA共済連から受領した金銭のうち、元本として受領した金銭については元金償還勘定において管理し、利息、その他元本以外として受領した金銭については利息支払勘定において管理します。発行会社はその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。発行会社が本社債の発行によって受領した社債発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。上記からまでの事由以外の事由によって受領した金銭(前記に基づき開設する口座又は上記に基づき新たに開設された口座に係る預金利息を含みます。)は全て出資金勘定において管理します。

各利払日、最終償還日、本社債期限前償還日(利払日)及び本社債期限前償還日(利払日以外)において、以下の方法及び順序により、費用並びに本社債の元金及び利息(未払残高を含みます。以下本において同じです。)の支払を行うものとします。但し、本社債の元金及び利息の支払に関しては、前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」及び前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」に記載のとおりとします。

- () 最終償還日に該当しない利払日(この日が本社債期限前償還日(利払日)及び本社債期限前償還日(利払日以外)である場合を除きます。)においては、利息支払勘定から本社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。
- () 最終償還日、本社債期限前償還日(利払日)又は本社債期限前償還日(利払日以外)においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息、元金の順で支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。

- () 公租公課の支払
- () 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、資産の維持・管理に係る諸費用(本資産管理委託契約に基づき支払う資産管理委託手数料を含みます。)、本社債の維持、管理及び支払に係る諸費用(本社債管理委託契約及び本社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び社債管理委託手数料を含みます。)、発行会社の業務又は維持に係る諸費用(取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。)、並びに本社債管理委託契約第18条及び第19条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

上記 から までの規定にかかわらず、発行会社は、払込期日に（但し、下記()及び()の支払については、支払期日の到来又は請求のあり次第速やかに）以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- () 本引受契約に基づく発行会社から本社債の引受会社に対して支払う引受手数料及び費用の支払
- () 本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から大和証券に対する本劣後ローン債権の売買代金の支払
- () 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払
- () その他本社債の発行に関連して必要となる費用（弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれに限られません。）の支払

【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料等としては以下のものがあります。

当初支払手数料として、発行会社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債事務受託会社に対する社債事務委託手数料、本資産管理受託会社に対する資産管理委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。以下同じです。）等印刷費用、A種優先株式の発行に係る登録免許税、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約391百万円（注）です。

(注)上記概算額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を500億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時（2023年10月20日頃）に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます。

当初支払手数料概算額(1) = 53百万円 + (前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.607%(2) × 1.10 + (前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額の2分の1) × 7/1000(3)

- (1) (前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.007%で計算された金額が13百万円を超える場合は、上記算式の「(前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.607%」の部分は、「(前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額) × 0.600%(4)+13百万円」と変更されます。
- (2)前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料等を算出する割合です。
- (3)前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額に応じて変動する登録免許税を算出する割合です。
- (4)前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。

期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

- () 本社債事務受託会社を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、元金支払手数料として、当該本社債の元金金額（期限前償還する場合には、償還価額の総額）につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額にこれに係る消費税相当額を加えた金額を、利金支払手数料として、当該本社債の元金金額（期限前償還日において本社債の全部が償還される日における利息支払の場合には、償還価額の総額）につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額及びこれに係る消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。

発行会社は、元金支払手数料を本社債の元金が償還される日の1銀行営業日前の日までに、利金支払手数料を本社債の利息が支払われる日の1銀行営業日前の日までに、それぞれ本社債事務受託会社に交付します。

- () 本社債事務受託会社に対して、2030年10月30日を初回とする毎年10月30日に本社債の全額又は一部が残存している場合(同日に償還又は買入消却その他の事由により本社債の全てが消滅する場合を除きます。)、同日に金50万円を支払います(支払期日が銀行営業日以外の日にあたる時は、その前銀行営業日に繰り上げて支払い、それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。)
- () 本社債管理者に対して、2024年10月30日を第1回の支払期日とし、その後毎年10月30日を支払期日として、当該支払期日(当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)に、毎1か年につきその前年の支払期日における本社債現存額に対し、10,000分の0.5(消費税及び地方消費税別)を乗じた金額(第1回の支払期日に支払うべき手数料については、本()但書記載の金額)に、これに係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を本社債管理委託手数料として支払います。但し、第1回の支払期日においては、本社債の払込期日における本社債の総額に10,000分の0.5(消費税及び地方消費税別)を乗じた額を支払います。
- () 本資産管理受託会社に対して、期中委託報酬として、2023年10月30日を初回とする毎年10月30日に、2052年10月30日を最終支払期日として、金100万円を、それぞれ支払います(支払期日が銀行営業日以外の日にあたる時は、その前銀行営業日に繰り上げて支払い、それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。)。この定めは、2053年10月30日以降毎年10月30日において、資産管理委託契約が当該日をもって終了しない場合に準用します。但し、本資産管理委託契約が終了する日(当日を含みます。)以降に到来する支払期日においては期中委託報酬を支払わないものとし、支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った期中委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額(1円未満を切り捨てます。)を控除した金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額が、発行会社の請求に基づき、発行会社の指定する日までに払い戻されるものとします。また、本資産管理委託契約の期間が延長される場合には、当該期間における委託報酬額について、発行会社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとします。
- () 発行会社は、年間950,000円(注)の法人住民税を支払います。
(注)上記金額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を500億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時(2023年10月20日頃)に決定される予定です。なお、本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額に100,000円を加えた金額が1,000百万円以下となる場合は、上記金額は、290,000円と変更されます。
- () 上記()ないし()以外の主な期中費用として、発行会社は、本格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約15百万円(注)です。
(注)上記概算額は、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額を1,090,000,000円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額と同時(2023年10月20日頃)に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます。
前記()ないし()以外の主な期中費用概算額(年間) = 9百万円 + (前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額+10万円) × 0.525%()
()いわゆる外形標準課税の税率です。

【その他】

本社債管理委託契約において、発行会社は、本社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

発行会社の定款の変更(但し、法令の改正に対応するための形式的な変更、本一般社団法人に対して普通株式を発行するために必要となる定款の変更並びにJA共済連及び本一般社団法人に対してA種優先株式を発行するために必要となる定款の変更を除きます。)をする場合発行会社が、本劣後ローン債権譲渡契約又は本資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければできません。

本社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨を本格付機関に書面にて通知します。但し、本社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更(法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。)については、法令及び前記第一部第1、17「その他」(1)「社債権者集会」の規定に従い、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

定款の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、公告その他の会社法等に従った所定の措置を取ります。

(2) 【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。なお、発行会社の普通株式及びA種優先株式の払込金は発行会社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

(3) 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4 【証券所有者の権利】

本社債権者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債の元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます(但し、直接加入者の自己保有分については、本社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。)

本社債権者が有する利息支払請求権及び元金償還請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、期限が到来した金銭債権となります。

本社債の消滅時効は、その支払期日から(元金の場合)10年及び(利息の場合)5年となります。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てないものとし、第三者による申立てに対し参加、同意等もしないものとし、

本社債権者は、発行会社による本社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産(以下本4「証券所有者の権利」において「本責任財産」といいます。)のみを責任財産として、かつ、上記3「管理及び運営の仕組み」(1)「資産管理等の概要」「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、ここにおいて、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとし、

5【管理資産を構成する資産の状況】

(1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

原所有者である大和証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行為されるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

(2)【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

(3)【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

6【投資リスク】

(1)【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行します。本社債の元利金の支払は、発行会社が取得する本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、JA共済連の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行為されるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「JA共済連の事業等のリスク」に記載される事由により、投資家各位は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「JA共済連の事業等のリスク」をご参照下さい。

上記、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、5「JA共済連の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

(2)【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の保全その他の本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債の弁済を受け、又は本社債に基づく本社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)に対する対応については、前記第一部第1、2「内国資

産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

第2【管理資産の経理状況】

1【主な資産の内容】

原保有者である大和証券からの本劣後ローン債権の譲渡は、本社債の発行と同時に行為されるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

2【主な損益の内容】

上記1「主な資産の内容」に記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生していません。

3【収入金(又は損失金)の処理】

該当事項はありません。

4【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第3【証券事務の概要】

1 本社債の名義書換

本社債は、社債等振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、発行会社は、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債の社債券を発行しません。社債原簿管理人は設置されず、本社債の譲渡については、社債等振替法に基づき、社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄(社債等振替法に規定する機関口座にあっては、社債等振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、社債等振替法第86条の4に基づき、本社債の社債原簿においては本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が本社債を取得した日は記載されず、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

2 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前銀行営業日並びに業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【その他】

1 目論見書について

- (1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書にJA共済連から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融サービス提供法に関する重要事項を記載することがあります。

2 仮目論見書について

- (1) 仮目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、仮目論見書にJA共済連から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 仮目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 仮目論見書の表紙裏に金融サービス提供法に関する重要事項を記載することがあります。

第三部【発行者及び関係法人情報】

第1【発行者の状況】

1【発行者の概況】

(1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2023年12月31日です。

(2) 沿革

発行会社は、2023年9月11日に本一般社団法人によって資本金及び資本準備金の額をそれぞれ5万円にて会社法に基づく株式会社として設立されました。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

(3) 事業の内容

発行会社の目的は、劣後ローン債権の取得並びにその保有、管理及び処分、当該劣後ローン債権を裏付けとする社債の発行、並びにこれらに附帯又は関連する一切の業務を行うことです。

(4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人全共連債権流動化ホールディングスです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関連会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人全共連債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金2,960万円	<ul style="list-style-type: none"> 資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 資産の流動化に係る業務を目的として設立された株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	本一般社団法人の理事兼社員である関口陽平は発行会社の取締役を兼任しています。本一般社団法人の監事兼社員である関口三枝子は発行会社の監査役を兼任しています。	なし	

(5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託します。

(6) 株式等の状況

(a) 株式の総数等

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容(注2)
	発行済 株 式	普通株式	2株	該当事項はありません
A種優先株式		(注1)	該当事項はありません	<ul style="list-style-type: none"> ・定款において、会社法第108条第1項第1号(注3)、第2号(注4)及び第3号(注5)に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
計		(注1)		

(注1) 発行会社のA種優先株式の発行数及び発行会社が払込期日までに発行する普通株式とA種優先株式の発行数の合計については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(注2) 定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項を定めています。

(注3) 定款において、発行会社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」といいます。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。)に対して、普通株式を有する株主(以下「普通株主」といいます。)又は普通株式の登録株式質権者(以下普通株主と総称して「普通株主等」といいます。)に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金(以下「A種優先配当金」といいます。)を支払う旨、並びに、ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

(注4) 定款において、発行会社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額を支払う旨、及び、A種優先株主等に対しては、のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

(注5) 定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

(b) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(c) 発行済株式総数、資本金等の推移

設立日以降の発行済株式総数及び資本金の変化はありません。

発行会社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

(d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されています。また、本届出書提出日現在、発行会社の発行済A種優先株式はありません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(e) 大株主の状況

普通株式の株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数	本届出書提出日現在
			発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
一般社団法人全共連債権流動化 ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2株	100%
計		2株	100%

A種優先株主の状況

本届出書提出日現在、発行会社のA種優先株主は存在しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式の割当先については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

(f) 議決権の状況

発行済株式(注)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	本届出書提出日現在
			内容
無議決権株式	0		
議決権制限株式 (自己株式等)	0		
議決権制限株式 (その他)	0	0	
完全議決権株式 (自己株式等)	0		
完全議決権株式 (その他)	2	2	普通株式
単元未満株式	0		
発行済株式総数	2		
総株主の議決権		2	

(注) A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しません。発行会社が払込期日までに発行を予定するA種優先株式については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

自己株式等

本屆出書提出日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式数に対する所有株式数の割合(%)
該当事項はありません					

(7) 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

(8) 配当政策

発行会社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の株主に対する配当を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

(9) コーポレート・ガバナンスの状況等

(a) コーポレート・ガバナンスの概要

会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名以上と定められています。

(b) 役員の状況

男性1名 女性1名 (役員の中の女性比率50%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有口数(株)
取締役	関口陽平	1973年 3月9日	1997年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2003年10月 東京共同会計事務所 入所(現職) 2009年3月 税理士登録 2023年9月 発行会社取締役 就任	(注1)	-
監査役	関口三枝子	1967年 4月21日	1995年12月 増山良裕税理士事務所入所 2001年4月 株式会社さくら総合事務所入所 2001年10月 税理士登録 2003年7月 有限会社青山総合会計事務所(現株式会社青山総合会計事務所)入所 2009年12月 東京共同会計事務所 入所(現職) 2023年9月 発行会社監査役 就任	(注2)	-
計					-

(注1) 任期は、2024年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

(注2) 任期は、2026年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

(c) 監査の状況

監査役監査の状況

発行会社は、監査役1名が選任されています。監査役は、取締役の職務執行の監査を行うとともに計算書類及びその附属明細書につき監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受けます。

発行会社の設立後最初の事業年度は、本屆出書提出日現在において未だ終了していないため、監査役の活動状況については記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2023年12月31日です。

内部監査の状況等

該当事項はありません。

会計監査の状況

発行会社の会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人が選任されています。

同監査法人は、会計監査人に必要とされる専門性及び独立性を備えており、監査実施体制及び品質管理体制も整備されている上、発行会社と業態が類似する会社の監査実績も有しているところから、発行会社において適任と判断したものです。

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、会計監査人の活動状況については記載事項はなく、過年度に係る監査報酬もありません。

発行会社の最初の事業年度の終了日は、2023年12月31日です。

監査報酬の決定について特段規定はありません。

(d) 役員の報酬等

取締役及び監査役は、その職務執行の対価として、発行会社から報酬、賞与その他の財産上の利益を受けません。

(e) 株式の保有状況

発行会社は、他の会社の株式を保有していないため、記載事項はありません。

2【事業の状況】

(1) 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

発行会社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

(2) サステナビリティに関する考え方及び取組

発行会社は、上記のとおり資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達することを予定する会社であり、また、その業務の大部分を本資産管理受託会社等に委託しています。そのため、発行会社のサステナビリティ(持続可能性)を確保すべく、必要最小限のガバナンス体制として、職務執行を行う取締役と、その職務の監査を行う監査役を置き、リスクの管理とともに経営の合理化に取り組んでいます。なお、発行会社には雇用契約を締結している従業員がいないため、発行会社は人的資本に関する特段の戦略を設定していません。

(3) 事業等のリスク

本2「事業の状況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスク(投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項)については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。なお、本社債の元利金の支払は専らJA共済連の信用力に依存していますので、後記第三部第3、5「JA共済連の事業等のリスク」に記載のJA共済連の事業上のリスクが顕在化した場合、かかる支払に支障が生じる可能性があります。そのリスク要因については、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(4) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、2023年12月31日です。発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(4)「元金の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

(5) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

3【設備の状況】

(1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

(2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

(3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

4【経理の状況】

発行会社は、2023年9月11日に会社法に基づく株式会社として設立され、普通株式2株の払込金として100,000円が払い込まれています。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は2024年3月31日までに作成します。

発行会社は、毎年12月31日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年6月30日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けることとしています。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

【財務諸表】

該当事項はありません。

5【その他】

該当事項はありません。

第2【原保有者その他関係法人の概況】

1 原保有者の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称

大和証券株式会社

(2) 資本金の額

100,000百万円(2023年3月31日現在)

(3) 事業の内容

金融商品取引業

(ロ) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

(ハ) 資本関係

該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2022年3月31日現在	(単体) 2023年3月31日現在
資産合計	14,645,276	11,909,708
負債合計	14,134,533	11,392,004
純資産合計	510,743	517,704

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(単体) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	(単体) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで
営業収益	326,039	277,542
営業利益	75,408	4,779
当期純利益	57,401	7,151

(3) その他

大和証券株式会社の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、2022年3月期及び2023年3月期の有価証券報告書、(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

- (ホ) その他
該当事項はありません。

2 その他関係法人の概況

(イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

- (1) 名称
三井住友信託銀行株式会社
- (2) 資本金の額
342,037百万円(2023年3月31日現在)
- (3) 事業の内容
信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

(ロ) 関係業務の概要

発行会社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けま
す。

- (ハ) 資本関係
該当事項はありません。

(二) 経理の概況

(1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位:百万円)

	(連結) 2022年3月31日現在	(連結) 2023年3月31日現在
資産合計	64,346,726	68,737,987
負債合計	61,998,216	66,269,765
純資産合計	2,348,510	2,468,222

(2) 最近2事業年度における損益の概況

(単位:百万円)

	(連結) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	(連結) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで
経常収益	1,249,695	1,695,357
経常利益	203,664	265,045
当期純利益	150,379	178,676

(3) その他

三井住友信託銀行株式会社の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、2022年3
月期及び2023年3月期の有価証券報告書、(提出されている場合には)臨時報告書並びにこれら
の訂正報告書をご参照下さい。

(ホ) その他

本資産管理委託契約の解約

- (a) 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとします。但し、当該期間終了後において、本業務がなお現存する場合には、本資産管理委託契約の期間は本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引き続き当該業務を遂行するものとします。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本資産管理受託会社は本資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとします。
- (b) 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができます。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとします。

本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき

その他発行会社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本社債管理者が書面でこれを承諾したとき

第3【全国共済農業協同組合連合会の概況】

1【名称、出資金の額及び事業の内容】

- () 名称
全国共済農業協同組合連合会(愛称:JA共済連)
- () 出資金の額
756,537百万円(2023年3月31日現在)
- () 事業の内容
共済事業

2【関係業務の概要】

JA共済連は、本劣後ローン債権の債務者となります。また、JA共済連は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、発行会社のA種優先株式(注)を全て取得する予定です。

- (注) 発行会社の払込期日までに発行を予定するA種優先株式の発行及び払込金額の総額については、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」において定義される「A種優先株式」をご参照下さい。

3【資本関係】

該当事項はありません。

4【経理の概況】

() 最近2事業年度における主な資産、負債の概況(単位:百万円)

	(単体) (2022年3月31日現在)	(単体) (2023年3月31日現在)
資産合計	58,192,687	57,687,018
負債合計	53,713,106	53,630,614
純資産合計	4,479,581	4,056,404

() 最近2事業年度における損益の概況(単位:百万円)

	(単体) (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	(単体) (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
経常収益	5,992,749	5,101,527
経常利益	170,334	122,292
当期剰余金	102,937	71,504

5【JA共済連の事業等のリスク】

本社債の元金の償還及び利息の支払は、発行会社が保有するJA共済連を債務者とする貸付債権の元本の償還及び利息の支払の状況の影響を受けます。本社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報をも十分検討した上、投資判断をして下さい。

(1) 共済事業に関する法規制等に関するリスク

JA共済連は、農林水産省の承認を受けて共済事業を行う、全国を地区とする唯一の共済事業を専業とする農業協同組合連合会であり、農業協同組合法その他の関係法令の規制を受けます。

従って、農業協同組合法その他の関係法令が改正された場合には、関連するコンプライアンス対策の強化・改善のための追加的な費用が発生するなど、JA共済連の事業に影響を及ぼす可能性があります。

共済事業を行うための行政庁の承認

農業協同組合法の規定により、共済事業を行うものは共済規程(共済事業の種類・実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法を記載した書類です。以下同じです。)を定め、行政庁の承認を受けることとされています。

JA共済連は、

- ・人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間内であると医師により診断された身体の状態を含みます。)に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済
 - ・一定の偶然的事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を収受する共済
 - ・人の傷害又は疾病に関して給付をなすことを約し、共済掛金を収受する共済
- の事業の実施に係る承認を受けた農業協同組合連合会です。

共済事業を行う農業協同組合連合会は、農業協同組合法第95条の規定により、次に掲げる場合には、共済規程の承認の取消しを受けることがあります(同条第3項)。

- ・ 行政庁において、共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したと認め、期間を定めて必要な措置を採るべき旨命令したにもかかわらず、これに従わないとき

共済規程の承認が取り消された場合、農業協同組合法第64条第6項の規定により、当該農業協同組合連合会は解散することになります。

事業の範囲

共済事業を行う農業協同組合連合会の事業の範囲は、農業協同組合法第10条第25項の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、共済事業が公共性を有していることから共済事業に専念すべきであるとともに、共済事業以外の事業の損失等が共済事業に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。

また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から農業協同組合法第11条の68の規定により制限されています。

法令	内容
農業協同組合法第10条第1項第10号に定める事業	行政庁から受けた共済規程の承認の内容に応じた共済事業
農業協同組合法第10条第8項に定める事業	保険会社その他主務大臣が指定するこれに準ずる者の業務の代理又は事務の代行(農林水産省令で定めるものに限ります。)

運用規制

農業協同組合法第11条の38の規定により、共済事業を行う農業協同組合連合会による財産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

- ・ 有価証券(金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされるものをいいます。)の取得((i)金銭債権の取得、()短期社債等の取得、()民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資、()金銭、有価証券等の信託会社等への信託及び()有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。)
- ・ 不動産の取得
- ・ 金銭債権の取得
- ・ 短期社債等の取得
- ・ 金銭の貸付け(コールローンを含みます。)
- ・ 有価証券の貸付け
- ・ 民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・ 貯金又は預金
- ・ 金銭、有価証券等の信託会社等への信託
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引(金融商品取引法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいいます。)
- ・ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除きます。)
- ・ 金融等デリバティブ取引
- ・ 先物外国為替取引
- ・ 上記に掲げるもののほか農林水産大臣の承認を受けた方法

加えて、農業協同組合法第11条の38の規定により、特別勘定（農業協同組合法第11条の37の規定に基づき、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。）以外の勘定（一般勘定）においては、財産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金などの投資額の合計を総資産の10%以内（貸付金等については特に3%以内）とする制限が設けられています。

なお、特別勘定については、同一人に対する投資額に関する制限は設けられていません。

監督

農業協同組合法の規定により、共済事業を行う農業協同組合連合会は行政庁の監督を受けており、行政庁には広範な監督権限が与えられています。

行政庁において、共済規程に定めた特に重要な事項に違反したと認め、期間を定めて必要な措置を採るべき旨命令したにもかかわらず、これに従わないときには、共済事業を行うために必要な共済規程の承認を取り消すことができます。

行政庁による監督の主な内容は、次に掲げるとおりです。

(a) 共済規程に定めた事項の変更に関する承認

農業協同組合法第11条の17第3項の規定により、共済規程に定めた事項を変更しようとするときには、行政庁の承認を受けることが必要となります。

但し、軽微な事項その他農林水産省令で定める事項については、承認を受けることは不要ですが、行政庁に届出を行うことが必要となります。

(b) 定款の変更の認可

農業協同組合法第44条第2項の規定により、定款の変更は、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項を除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(c) 届出事項

農業協同組合法第97条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには行政庁に届出を行うことが必要となります。

- ・共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき
- ・その他農業協同組合法第97条各号に定める事項

(d) 報告又は資料の提出

農業協同組合法第93条第1項の規定により、行政庁は、共済事業を行う農業協同組合連合会が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、共済規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴求することができます。

(e) 検査

農業協同組合法第94条第3項の規定により、行政庁は、共済事業を行う農業協同組合連合会の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該連合会の業務又は会計の状況を検査することができます。

(f) 業務の停止等

農業協同組合法第94条の2の規定により、行政庁は、共済事業を行う農業協同組合連合会に対し、その共済事業の健全な運営を確保するため、同連合会の業務若しくは財産又は同連合会及びその子会社等の財産の状況によって必要があると認めるときは、当該共済事業に関し、

- ・ 措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができます(同条第1項)。
- ・ 定款、規約、共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができます(同条第2項)。

これらの命令のうち、共済事業を行う農業協同組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、農林水産省令で定める共済事業を行う農業協同組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ農林水産省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

早期是正措置とは、共済事業を行う農業協同組合連合会の業務の適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図ることを目的として導入された制度です。

共済事業を行う農業協同組合連合会の支払余力比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて行政庁が業務の改善などの命令を発動することで、早期に経営改善への取組みを促していこうとする制度であり、支払余力比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	支払余力比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の各号に掲げる共済金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1) 共済金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2) 配当又は役員賞与の禁止又はその額の抑制 (3) 契約者割戻しの禁止又はその額の抑制 (4) 新規に締結しようとする共済契約に係る共済掛金の計算の方法(その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含みます。)の変更 (5) 事業費の抑制 (6) 一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7) 一部の事務所における業務の縮小 (8) 主たる事務所を除く一部の事務所の廃止 (9) 子会社等の業務の縮小 (10) 子会社等の株式又は持分の処分 (11) 農業協同組合法第10条第8項の事業その他の農業協同組合法第10条第1項第10号の事業に付随する事業の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12) その他農林水産大臣が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

支払余力比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなることが見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

支払余力比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとなることが見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

共済事業を行う農業協同組合連合会が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度まで支払余力を確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、行政庁に提出し

た場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分(非対象区分は除きます。)に応じた措置が採られることがあります。

(支払余力比率)

支払余力比率とは、通常の前測を超えて発生する諸リスク(大規模自然災害など)に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。

共済事業を行う農業協同組合連合会の支払余力比率は以下のとおりです。

$$\text{支払余力比率(\%)} = \frac{\text{支払余力総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

支払余力総額

()貸借対照表の純資産の部の合計額(剰余金の処分として支出する金額、評価・換算差額等合計を除きます。)、()価格変動準備金、()異常危険準備金、()一般貸倒引当金、()其他有価証券評価差額金(税効果控除前)の90%(負債の場合は100%)、()土地の含み損益の85%(負債の場合は100%)、()上記に準ずるものの額(共済掛金積立金等余剰部分、契約者割戻準備金未割当部分、税効果相当額、負債性資本調達手段等、共済掛金積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の合計額に対する不算入額(-))、()繰延税金資産の不算入額及び控除項目(-)の合計額。

リスクの合計額

一般共済リスク、巨大災害リスク、予定利率リスク、財産運用リスク及び経営管理リスクといった、通常前測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、その相当額を算出。

一般共済リスク相当額

一般共済リスク(実際の共済事故の発生率等が通常の前測を超えることにより発生し得る危険)に対応する金額

巨大災害リスク相当額

巨大災害リスク(大規模な自然災害の到来により発生し得る危険)に対応する金額

予定利率リスク相当額

予定利率リスク(責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険)に対応する金額

財産運用リスク相当額

財産運用リスク(財産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の前測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険)に対応する金額

経営管理リスク相当額

経営管理リスク(業務の運営上通常の前測を超えて発生し得る危険であって、一般共済リスク、巨大災害リスク、予定利率リスク及び財産運用リスクに該当しないもの)に対応する金額

JA共済連の支払余力比率は、2022年3月期末：1,357.3%、2023年3月期末：1,095.4%であります。2023年3月期末の支払余力比率が前期末比で減少したのは、国内金利上昇により支払余力の総額が減少したこと、南海トラフ地震等の地震研究の最新知見を巨大災害リスクの算定に反映したことによりリスクの合計額が増加したことなどによるものです。

なお、JA共済連では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社又は損害保険会社のソルベンシー・マージン（支払余力）比率の水準と単純に比較はできません。

(実質純資産額)

実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（有価証券・動産不動産等については、時価で評価）の合計額が、負債の部に計上されるべき金額の合計額（但し、異常危険準備金・価格変動準備金等を除きます。）を上回る金額です。

JA共済連の実質純資産額は、2022年3月期末：16兆7,187億円、2023年3月期末：14兆4,072億円であります。2023年3月期末の実質純資産額が前期末比で減少したのは、国内金利上昇による評価差額の減少などによるものです。

支払余力比率が200%を下回ることや、実質純資産額がマイナスとなることなどにより、早期是正措置などの行政庁による監督措置が採られた場合、又は法令等の改正や解釈の変更がなされた場合には、JA共済連の共済事業の運営に重大な影響を与える可能性があります。また、監督措置が採られる水準とならない場合でも、支払余力比率の低下などによりJA共済連の信用力が低下し、JA共済連の共済事業の運営に重大な影響を与える可能性があります。

かかるリスクに備え、JA共済連では、運用環境が大幅に悪化するシナリオなどを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果は統合リスクマネジメント（ERM）委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、上記取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果を上げることができない場合、JA共済連の共済事業の運営に悪影響を与える可能性があります。

経済価値ベースのソルベンシー規制

経済価値ベースのソルベンシー規制については、近年、国際的にIAIS（保険監督者国際機構）等において、その導入に向けた検討が行われています。国内では、2019年5月に「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」が金融庁に設置され、2020年6月に公表された当該会議の報告書では「我が国において、中長期的な健全性の確保を通じて契約者保護を図りつつ、保険会社が持続可能な形で各種の保険ニーズに応えていくための規制・競争環境を整えるためには、ESR(注)に基づくソルベンシー規制に出来る限り早期に移行することが必要である。」と記されています。また、同報告書には、今後の予定として、「技術的な調整、実際の基準の策定に向けた作業等を進め、2024年春頃の基準の最終化、2025年4月より施行（2026年3月期より新規制下での計算を開始）といったタイムラインを念頭に置いて、着実な検討を進める必要がある。」と記載されています。なお、2023年6月に金融庁が公表した「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」においても、「2025年度に新規制を導入することを前提として、引き続き着実な準備・検討を進めていくこととする。」とされており、国内の保険会社における新規制導入のタイムラインに変更がない方針が示されています。

将来的に国内の保険会社に経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されることにより、JA共済連にも監督官庁である農林水産省により同様の規制が導入されることとなった場合には、提案される可能性がある基準改正等によっては、JA共済連の共済事業の運営に悪影響を与える可能性があります。

(注) 経済価値ベースのソルベンシー比率をいいます。

保険契約に係る会計基準の国際的動向

国際会計基準審議会（IASB）により、2017年5月にIFRS17「保険契約」が公表されました（2023年1月1日以後に開始する事業年度より適用開始）。

JA共済連は現時点で当該基準の適用予定はありませんが、当該基準に係る国内動向（保険会社・金融庁・企業会計基準委員会の動向等）について注視しています。

(2) JA共済連の事業に関するリスク

仕組み・サポート体制

JA共済連は、農業協同組合（以下「JA」といいます。）と一体となって共済事業を運営しています。

このうち、JAは、共済の窓口として、組合員・利用者の方々の立場に立った事業活動により組合員・利用者の方々の暮らしをサポートしています。また、JA共済連は、各種の企画、仕組開発、資産運用業務や支払共済金に係る準備金の積立てなどを行っています。

JA及びJA共済連は、それぞれの役割を担い、組合員・利用者の方々に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しており、数多くの方にご加入いただいています。

○保有契約の状況（2023年3月末）

	生命総合共済	建物更生共済	自動車共済
加入件数	2,205万件	925万件	821万件
保障共済金額	85兆2,034億円	139兆1,208億円	

ライフアドバイザー（LA）は、組合員・利用者の方々の幅広いニーズに対応できる知識を持つスタッフで、全国のJAで18,308名が活動しています（2023年3月末現在）。また、スマイルサポーターは、窓口対応や電話対応などを通じて、組合員・利用者の方々へ様々な情報提供、提案を行っています。

自動車損害調査サービスについては、全国で約2,530か所のサービス拠点（事故対応窓口）と約4,750名の損害調査サービス担当者を配置するほか（2022年4月1日現在）、フリーダイヤルによる事故受付の24時間・365日対応など、契約者・利用者へのサービスの充実を図っています。

JA及びJA共済連では、これらのスタッフの高度な知識の習得、能力向上を図るための各種研修会を実施するとともに、契約者・利用者満足度調査を踏まえた改善活動に取り組むことで、契約者・利用者対応力の強化を図っています。

また、JA共済連では、組合員・利用者の方々一人ひとりのニーズにあった「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供するため、毎年、組合員・利用者の方々や日頃推進活動を行っているライフアドバイザー（LA）等を対象とした生活保障に関するアンケート等を実施し、よりの確にニーズを反映した仕組みの開発を行っています。

2017年4月には、建物更生共済について、水災保障の拡充や実損てん補方式の導入などの仕組改訂を行いました。また、こども共済について、契約者の加入年齢の拡大や、入学初年度の費用のため、初回の学資金を手厚くした入学準備型の新設などの仕組改訂を行いました。

2017年10月には、自動車共済について、長期優良契約割引の拡大やペーパーレス・キャッシュレス手続きへの対応などの仕組改訂を行いました。

2018年4月には、身体に障害が残ったときの経済的な損失に備える生活障害共済「働くわたしのささエール」を新設しました。また、自動車共済について、農業を取り巻く環境の著しい変化等を踏まえ、「農業者向け保障の拡充」などの改訂を行いました。

2019年4月には、高齢者の生前贈与ニーズに対応した「生存給付特則付一時払終身共済（平28.10）」を新設しました。また、建物更生共済について、より万全な保障を必要とする組合員・

利用者の方々のニーズにお応えするため、類焼発生時の保障や、水道管凍結による破損の保障などを拡充する仕組改訂を行いました。

2020年1月には、自動車共済について、農業・自動車分野を取り巻く環境が急速に変化している状況を踏まえ、農業者向けの保障拡充を行うとともに、組合員・利用者の方々のニーズが高い「車両新価保障特約」を新設しました。また、自動運転技術等の普及に対応し、ご契約のお車の欠陥等による人身事故や物損事故で運転者等に法律上の損害賠償責任がない場合に、被害者等の救済費用をお支払いする「被害者救済費用保障特則」の新設などの保障拡充を行いました。

2020年4月には、三大疾病をはじめとする生活習慣病により所定の状態に該当した場合を一時金で保障する特定重度疾病共済「身近なリスクにそなエール」を新設しました。

2021年1月には、自動車共済について、条例による自転車利用者の賠償責任保障への加入義務化が全国的に進んでいることを踏まえて「日常生活賠償責任特約」を新設するとともに、認知症等により責任能力のない運転者が起こした事故において、被害者に万全な保障提供を図ることを目的とした「心神喪失等事故被害者保障特則」の新設等を実施しました。

2021年4月には、医療共済について、入院期間の短期化等の医療環境の変化に対応するため、入院共済金を従来の入院日数に応じた金額のお支払いから、所定の入院日数に達するごとに所定の金額をお支払いする一時金保障へと仕組改訂を行うとともに、所定の期間ごとに共済金が支払われる入院をしなかった場合に健康祝金をお支払いする「健康祝金支払特則」を新設しました。また、共済仕組みによる保障でリスクに備えるとともに、リスクの発生を予防・軽減し、組合員・利用者の方々により一層の安心と満足をお届けするため、健康増進活動「げんきなカラダプロジェクト」をスタートしました。

2022年4月には、高齢化の進展等を踏まえた認知症に対する保障ニーズに応えるため、認知症及び軽度認知障害を保障する、認知症共済を新設するとともに、「げんきなカラダプロジェクト」に、認知症共済契約者を対象として、認知症・軽度認知障害の予防・早期発見に資するサービスや、認知症発症後の共済金活用も想定した、本人・ご家族のサポートに資するサービスを追加しました。また、農業保障への取組み強化の一環として、「生産」から「出荷・販売後」まで、農業者の方に共通する様々な賠償リスクについて一体的に保障する、農業者賠償責任共済「ファーマスト」を新設しました。

2023年1月には、自動車共済について、農業者の方の一層の保障拡充を図るため「車両損害限定特約」の保障拡充等を実施するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）が実施する安全性検査に合格した農業用自動車（乗用トラクター、田植機、自脱型コンバインなど）の共済掛金を割り引く「農業用安全自動車割引」を新設しました。

2023年4月には、ライフステージの変化に伴い、万一保障の必要保障額は変化することから、保障額を逡減させる時期を任意に設定することで、ライフステージの変化に応じた保障設計が可能な定期生命共済（逡減期間設定型）「みちびき」を新設しました。また、「げんきなカラダプロジェクト」に加え、「防災・減災、再発防止」に向けた取り組みとして、組合員・利用者・地域住民の皆さまの安心・安全な暮らしをサポートする取り組み「あんしんくらしプロジェクト」をスタートしました。

しかしながら、今後、JA及びJA共済連が変化する組合員・利用者の方々のニーズに合致した仕組み・サポート体制を提供できない場合には、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

グループ・提携戦略

JA共済連は、これまで、組合員・利用者の方々への優れた保障の提供とサービスの向上を図るために、共栄火災海上保険株式会社(以下「共栄火災」といいます。)との連携を行ってきました。

引き続き、JA共済連は、共栄火災との連携を強化し、JA及びJA共済連が提供する「ひと・いえ・くるま」、農業の保障を共栄火災の保険商品で補完することにより、組合員・利用者の方々の変化する保障ニーズに迅速に対応するとともに、未保障分野の解消とサービスの向上を図っていきます。これにより、グループとして強固な事業基盤の確立をめざしていきます。

しかしながら、グループ・提携戦略について、十分な成果を上げることができない場合、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

収支の状況

(a) 共済掛金と収支の構造

共済掛金は、次に掲げる計算基礎率(予定危険率・予定利率・予定事業費率等)に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定危険率	過去の統計等をもとに、事故発生率を予測し、将来の共済金の支払などにあてるための必要額を算出するために用いる率を予定危険率といいます。
予定利率	共済掛金の設定においては、資金運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割引していますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	共済掛金の設定においては、契約の推進・維持・保全や共済掛金の収納、事故の査定などの事業運営に必要な費用(事業費)をあらかじめ見込んでいますが、そのあらかじめ見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定していますので、上記の計算基礎率による予定の額と決算による実績との差額が生じる場合があります。生命共済及び建物更生共済などの契約においては、この差額(剰余)に基づいて、割戻金が支払われる場合があります。

但し、一部の長期共済契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります(「逆ざや」につきましては、後記(c)「利差の状況」をご参照下さい。)。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大規模災害等の発生により一時的に危険率が急上昇して予定危険率を上回る場合は、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。大規模災害等のリスクについては、後記「大規模災害等」もご参照下さい。

(b) 損益計算書と基礎利益

損益計算書

JA共済連の損益計算書は、共済事業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がないなどの特徴があります。

JA共済連の「経常収益」の主なものは、受入共済掛金などの直接事業収益、責任準備金戻入額、並びに利息及び配当金収入・有価証券売却益等の財産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、支払共済金、支払返戻金等の直接事業費用、有価証券売却損等の財産運用費用並びに事業運営のための事業普及費、事業管理費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益になります。

このように、JA共済連の経常利益には、共済に関わる損益のほか、資産運用に関わる損益なども含まれるため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が悪化した

場合、多額の有価証券評価損が発生して経常損失が発生するなど、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

経常利益等の明細(基礎利益)

「基礎利益」とは、共済事業本来の期間損益を示す指標で、損益計算書の「経常利益」から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」及び異常危険準備金取崩額などの「臨時損益」を除いて算出されます。

共済事業は、長期間にわたってご契約者の方々への保障を確実に履行するために、共済掛金(予定危険率、予定利率、予定事業費率)の設定にあたって、あらかじめ将来のリスクに備えて適度の安全性を確保しています。このため、この予定の率と決算による実績との差額が発生することになりますが、危険差損益、利差損益、費差損益について、それぞれ以下のような状況が発生し、損失が発生した場合は、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・危険差損益：予定危険率に基づく共済金等の支払予定額と実際の共済金等の支払額との差額を指します。大災害やパンデミック被害の発生等により一時的に危険率が急上昇して共済金等の支払額が増加した場合は、損失が発生する可能性があります。
- ・利差損益：後記(c)「利差の状況」をご参照下さい。
- ・費差損益：予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額を指します。予定を上回る事業費の増加等により、損失が発生する可能性があります。

(c) 利差の状況

JA共済連は、共済掛金を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分共済掛金を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案して設定しています。そのため、JA共済連は、毎年割り引いた分に相当する金額(予定利息)などの負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかしながら、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。

「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることとなります。

JA共済連は、逆ざや解消への取組み等により、2015年度決算より8年連続で利差益を確保しています。

しかしながら、今後、金利の低下や企業業績の悪化などによる利息配当収入等の減少が続く場合には、再び利差損に転じるなど、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、JA共済連では、新契約の予定利率について、市場の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、保有契約についても、責任準備金の特別積立てを実施することで、平均予定利率の水準をコントロールしています。一方、基礎利益上の運用収支等の利回りについても、運用力強化に向けた様々な取組みを通じて、低金利環境が継続する中でも高水準の利回りを確保できるよう努めています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果を上げることができない場合、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

財産の状況

(a) 責任準備金

責任準備金は、JA共済連が将来の共済金などの支払を確実にを行うために、共済掛金や運用収益などを財源として農業協同組合法により積立てが義務付けられている準備金の中で、JA共済連の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。即ち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

責任準備金の積立水準に関するガイドラインは、行政庁によって定められているものですが、今後、変更があった場合には、共済掛金の見直しや責任準備金の積増し等によって、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(b) 金融商品の時価会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、2001年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブなどが時価で評価され、2002年3月期からは「その他有価証券」も時価で評価されています。

JA共済連では、仕組みの長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性を踏まえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	
子会社・関連会社株式		原価	
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価(但し、時価のあるものに限ります。)	損益計算書に計上せず、貸借対照表の純資産の部に直接計上(注4)

(注1) 評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2) 償却原価とは、償還金額より安く(高く)取得した場合に、その差額を利益(損失)として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して每期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算(減算)した価額です。

(注3) 責任準備金対応債券は、保険会社等の特性(契約の長期性等)を考慮し、保険会社等だけに認められた区分です。

(注4) 税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

JA共済連における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記6「JA共済連2022年度決算」に記載のとおりです。なお、JA共済連の2023年3月期末におけるその他有価証券の含み損益は、1兆2,003億円であり、税効果相当分を除いた8,700億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、株価の下落や円高の進行、内外金利の上昇等によって、含み損益の悪化や評価損の計上等、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(c) 退職給付会計

退職給付債務は、将来支払う見通しの退職給付(一時金及び年金)を一定の割引率等により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも年金資産が少なければ、その差額が積立不足となります。JA共済連の2023年3月期末における退職給付債務の額は1,521億円で、年金資産は1,036億円、退職給付引当金は394億円であります。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大し、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(d) 固定資産の減損会計

固定資産の減損会計とは、不動産等の固定資産の資産価値が著しく下落したと考えられる場合に、下落分を減損損失として認識するものです。固定資産の減損会計においては、市場価値が著しく下落しているなど、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産については、回収可能価額(使用価値と正味売却価額のいずれか高い方の額)まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。

なお、JA共済連の減損損失の計上額は、2022年3月期で7百万円、2023年3月期で7百万円となっています。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大し、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(e) 税効果会計

JA共済連は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、その他有価証券評価差額金等に係る繰延税金負債と相殺した上で、貸借対照表に表示しています。JA共済連は、2023年3月期末には繰延税金資産を1兆4,055億円計上しています。繰延税金資産及び繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて計算されることが税効果会計基準において明記されており、税率変更があった場合、過年度に計上された繰延税金資産及び繰延税金負債についても将来の適用税率により再計算されることとなります。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、会計基準等の変更や、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であるとJA共済連が判断した場合は、繰延税金資産の減額により、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性がありますが、JA共済連においては、「純資産の部」に共済契約特別積立金を積み立てており、繰延税金資産の減額による影響が発生した際においても共済金の支払やJA共済連の業績に大きな影響を与えないような対応を行っています。

(f) 不良債権の状況

JA共済連の農協法等開示債権(貸付金を元本及び利息の返済状況等に基づき(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」)区分したものは、後記6「JA共済連2022年度決算」のとおりです。

貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り積み立てていますが、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、既に積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

近時の経済金融環境について

経済金融環境の変化は、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金等収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用に関わる収支が悪化する可能性があります。また、経済金融環境の変化等によって企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、JA共済連の取引先企業の業況悪化に伴う不良債権の増加、あるいは共済事業における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、直接的又は間接的にJA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクを踏まえ、JA共済連は、網羅的にリスクを洗い出し、運用環境が大幅に悪化するシナリオを想定したストレステストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレステストの結果は統合リスクマネジメント(ERM)委員会等に報告し、財務基盤の強化等の検討に役立てています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果を上げることができない場合、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

大規模災害等

地震、津波、台風等の大規模災害、パンデミック被害、戦争その他の変乱、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等が発生した場合には、以下のような事態が発生する可能性があります。

- ・当初の想定を超える共済金の支払い、又は共済契約解約の発生
- ・被災に伴う、新規の共済推進機会の低下やニーズの低下による受入共済掛金の減少
- ・パンデミック被害の発生に伴う外出自粛要請の発令等による経済活動の停滞と、金融市場におけるリスク回避志向の高まりによる保有株式等の価値の棄損

また、大規模災害等による予定外の資金流出により資金繰りが悪化し、資金確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る可能性(資金繰りリスク)があります。

JA共済連は、共済金支払いに備えて農業協同組合法その他の関係法令の規定に基づき異常危険準備金を積み立てているほか、再保険を実施しています。また、資金繰りリスクに対しては、資金運用計画や日々の資金繰りにおいて、流動性の高い資産を一定の水準以上確保することにより対応しています。

しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果を上げることができない場合、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

JA共済連の経営体制(ガバナンス)

JA共済連では、事業環境の変化に機動的に対応できる業務執行体制を確立するため、「経営管理委員会制度」などを導入しています。なお、経営管理態勢の強化を図るため、「コンプライアンス委員会」「統合リスクマネジメント(ERM)委員会」「共済金支払管理委員会」などを設置しています。

(総会・総代会)

総会は、正会員により構成される最高の意思決定機関であり、定款変更、事業運営に関する中長期計画の設定・変更、毎事業年度の事業計画の設定・変更、事業報告書・剰余金処分案・損失処理案などの機関決定を行います。

総代会は、総会外の選挙にて選任された総代による、総会に代わる意思決定機関です。

(経営管理委員会)

経営管理委員会は、JA共済連の事業運営に会員JAの意思を反映するための機関として、業務の基本方針や重要事項を決定します。また、経営管理委員会は、理事を選任するとともに、経営管理委員会に理事を出席させて必要な説明を求めることができるなど、理事の業務執行を監督しています。経営管理委員は、正会員の代表による推薦会議による推薦を受け、総会・総代会において選任されます。

(理事会)

理事会は、実務専任体制による迅速・的確な業務執行のための機関として、経営管理委員会で決定された基本方針に従い、業務執行にかかる方針決定や理事の職務執行の監督を行います。理事は、経営管理委員会において選任されます。

(監事・監事会)

監事は、経営管理委員及び理事の職務執行を監査しています。監事は正会員の代表による推薦会議による推薦を受け、総会・総代会において選任されます。

また、監査に関する重要事項について報告・協議・決定するため、監事会を設置しています。

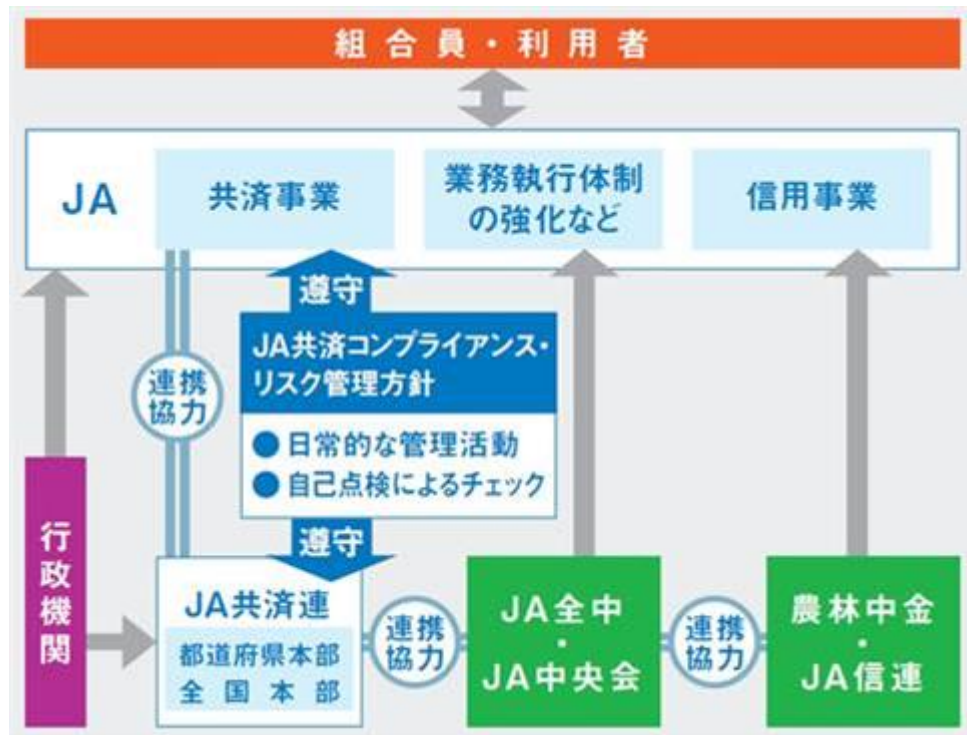


内部統制システム構築の取組み

JA共済連は、相互扶助の理念を事業活動の原点とし、常に組合員・利用者の方々の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供することを使命としています。JA共済連は、この使命の達成に向けて、法令・定款等を遵守することを経営姿勢の基本に置いて業務の適正を確保するため、経営管理委員会において「JA共済連 内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、この方針に従って内部統制システムを適切に構築・運用しています。

しかしながら、かかる体制の整備にもかかわらず、構築した体制が十分に機能しない場合や欠陥が発生した場合等においては、後記「コンプライアンス(法令等遵守)の取組み」に記載のコンプライアンス上の問題が発生し、又は、後記「リスク管理の取組み」に記載のリスクが顕在化するなど、それによって直接的な損害又は支出が発生する可能性があるほか、JA共済連の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

加えて、JA共済連では、一般社団法人全国農業協同組合中央会（JA全中）・農業協同組合中央会（JA中央会）及び農林中央金庫（農林中金）・信用農業協同組合連合会（JA信連）と密接な連携を図り、本方針に基づくJAにおけるコンプライアンス及びリスク管理の取組みについて支援・指導を行っています。



しかしながら、これらの取組みにもかかわらず、法令違反による処分や重大な訴訟の発生、個人情報漏洩等、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払等の直接的な支出が発生する可能性があるほか、JA共済連の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

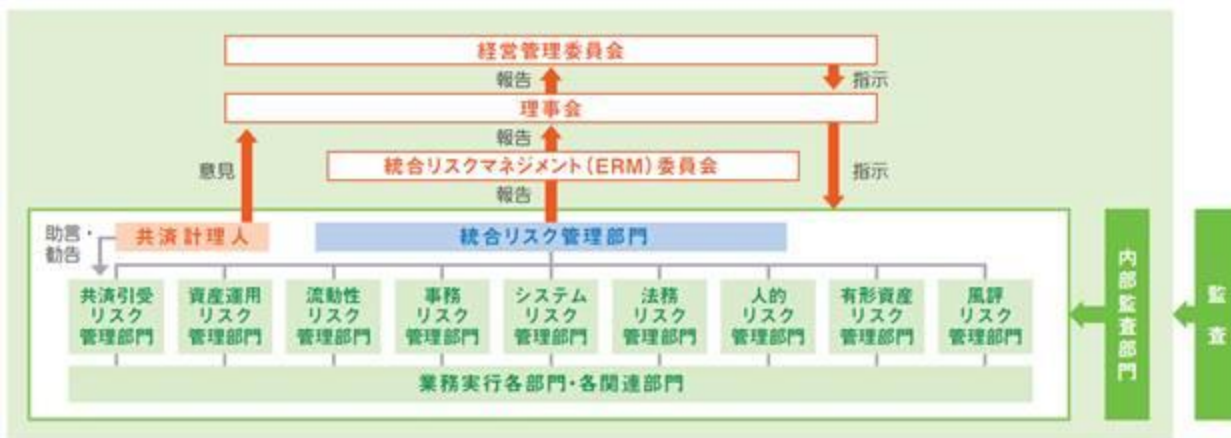
リスク管理の取組み

JA共済連では、各種リスクを組織的に管理するため、「リスク管理基本方針」を制定し、この基本方針のもと、保有するリスクを「共済引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」「風評リスク」に区分し、リスクごとの管理を実施するとともにすべてのリスクを統合的に管理し、事業全体でコントロールする統合リスク管理を実施しています。



体制面では、「統合リスク管理部門」としてリスク管理部を設置し、保有するリスクを総合的に管理するとともに、リスクごとに担当部門を定め、リスクの把握やコントロールを適切に行っています。

また、「統合リスクマネジメント(ERM)委員会」を設置し、経営・事業運営全般のリスクなどに関する事項の審議を行うなど、統合リスク管理の高度化に向けた取組みを進めています。



○統合リスク管理

JA共済連では、保有する様々なリスクについて、リスク特性を踏まえて定量的又は定性的に評価し、すべてのリスクを総合的に捉え一元的に管理を行い、事業全体でコントロールする統合リスク管理を実施しています。

リスクの定量的な評価においては、様々なリスクを統計的な手法などにより統一した尺度で計量化した統合リスク量を計測し、経営体力(自己資本等)と対比することにより資本十分性の評価・検証を行っています。

また、低頻度ではあるものの、経営に重大な影響を与える可能性のある巨大災害の発生や市場環境の大幅悪化のシナリオなどを想定して、損失の程度や健全性に与える影響を分析するため、定期的にストレステストを実施し、統合リスクマネジメント(ERM)委員会等に、その結果を報告しています。

○共済引受リスク管理

共済引受リスクとは、経済情勢や共済事故の発生率などが、共済掛金率設定時の予測に反して変動することなどによって損失を被るリスクのことです。

JA共済連では、共済契約について、統計的な手法などにより共済引受リスク量を計測し、経営体力を踏まえたリスク量の上限を設定した管理を行っています。

さらに、共済仕組み、共済引受、共済推進、共済契約準備金の積立て、自己資本状況、出再保険状況など、様々な面からリスクを把握し、関連部門が連携して管理を行う体制をとっています。

また、共済引受リスクの管理は資産運用リスクの管理と密接な関係があることを踏まえ、責任準備金(負債)と責任準備金対応債券(資産)のデュレーション(注)が一定の幅のなかで一致しているかなど資産運用リスク管理部門と連携しながら管理を行っています。

(注) デュレーションとは、資産や負債をキャッシュ・フロー面で見た平均の回収(満期)期間(年)を示す指標です。また、この指標は金利の変化に対する資産・負債の価格弾力性という金利感応度の意味合いもあわせ持っています。

○資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する運用資産の価値が変動することなどによって損失を被るリスクのことで、市場リスク・信用リスク・不動産運用リスクに分類されます。

JA共済連では、運用資産について、統計的な手法などにより資産運用リスク量を計測し、経営体力を踏まえたリスク量の上限を設定した管理を行っています。

また、共済契約の万全な履行を確保するため、負債特性を考慮したリスク管理を行い、長期にわたる収益の安定化・向上を図るとともに、過度なリスク負担の抑制に努めています。

市場リスク

市場リスクとは、金利・株価・為替などの市場価値の変動によって運用資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことで、

JA共済連では、市場リスク管理として、想定以上の損失の発生を未然に防止するために、評価損益の一元的な管理や限度額の設定等を行うとともに、市場VaR(注)を用いて運用資産のリスク量を計測し、許容範囲内に収まるように適切な管理を行っています。

(注) 市場VaRとは、保有する有価証券などのポートフォリオについて、市場環境の変動により、今後発生する可能性のある最大損失額を計測したものです。

信用リスク

信用リスクとは、貸付金や社債などについて信用供与先の財務状況の悪化などによって運用資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクのことで、

JA共済連では、信用リスク管理として、貸付先の信用度に応じて信用格付を付与するとともに、案件ごとに厳正な審査を実施しています。

また、特定の企業又は企業グループに与信が集中することの回避を目的とした与信限度額の設定などによる管理を行っています。

さらに信用VaR(注)を用いて運用資産のリスク量を計測し、許容範囲内に収まるように適切な管理を行っています。

(注) 信用VaRとは、保有する貸付金や社債などのポートフォリオについて、信用状況の悪化などにより、今後発生する可能性のある最大損失額を計測したものです。

不動産運用リスク

不動産運用リスクとは、賃貸料等の変動などにより収益が減少する、あるいは市況変動により不動産価値が下落して損失を被るリスクのことで、

JA共済連では、不動産運用リスクの管理として、運用利回りや含み損率にかかる警戒域を設定し、該当物件を要管理不動産として重点的に管理するほか、賃貸先などについて個別案件ごとに厳正な審査を実施しています。

○流動性リスク管理

流動性リスクとは、解約返戻金の一時的な増加や大規模自然災害による資金流出などで必要となる資金の確保ができなくなることや、市場の混乱などで取引ができなくなることにより、通常よりも著しく低い価格で資産売却を余儀なくされることで損失を被るリスクのことで、

流動性リスクは、資金繰りリスクと市場流動性リスクに分類して管理しています。

資金繰りリスク

JA共済連では、日々の資金繰りの状況を「平常時」「要注意時」「懸念時」「危機時」「巨大災害時」に区分し、資金繰りの状況に応じて迅速かつ適切な対応ができるよう管理を行っています。

市場流動性リスク

JA共済連では、短期間のうちに現金化が容易な資産などを一定額以上保有するように限度額を設定し、管理を行っています。

○事務リスク管理

事務リスクとは、内部管理体制の不備や役職員の不適正な事務処理、役職員が起こした事故・不正などにより損失を被るリスクのことです。

JA共済連では、事務リスクについて、発生原因を「内部プロセス要因」「人的要因」「システム要因」「外生的要因」に区分し、その管理を、事務リスク管理部門が中心となり、統合リスク管理部門、システムリスク管理部門などと連携しながら行っています。

○システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動・不備、及び不正に使用されることなどにより損失を被るリスクのことです。

JA共済連では、情報資産(注)を様々な脅威から適切に保護するために、情報システムの企画・開発、運用、利用にあたって必要な安全対策の基準を定め、システムリスク管理体制の充実並びに適切な管理を行っています。

(注) 情報資産とは、情報及び情報システムのことをいいます。情報とは、JA共済連が保有する一切のデータなどをいい、情報システムとは、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、各種データファイル及びシステム開発・運用のために必要な仕様書などをいいます。

○法務リスク管理、人的リスク管理、有形資産リスク管理、風評リスク管理

JA共済連では、法務リスク管理、人的リスク管理、有形資産リスク管理及び風評リスク管理にかかる基本事項及びこれを行う際の手続きを定め、リスク管理態勢の充実並びに適切な管理を行っています。

しかしながら、JA共済連におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、共済掛金率の設定ミスによる損失の発生や、リスク許容度を超えたリスク性資産への投資による資産運用損の発生、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、大規模なコンピュータシステムのダウンなどのリスクが顕在化した場合には、JA共済連の業績に悪影響を与える可能性があります。

発行体格付

本届出書提出日現在において、JA共済連は、JCR及びR&Iに依頼し、発行体格付等の格付を取得しています。

今後、JA共済連の支払余力、収益力、資産の質などの悪化により格付が引き下げられた場合、新契約の減少や解約の増加等により、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

かかるリスクに備え、JA共済連では、中長期的な収支及び健全性の向上に向けた取組みを行っています。しかしながら、かかる取組みによって上記リスクが消滅するわけではなく、当該取組みについて十分な成果を上げることができない場合、JA共済連の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの発行体格付等は、本社債に関する利息の利払期日における支払と元金の償還日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

6【JA共済連2022年度決算】

JA共済連の2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日)の決算は以下のとおりです。なお、以下に掲げられた「令和4年度 JA共済連の決算概要」の全部又は一部については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けていません。

令和4年度 JA共済連の決算概要

《目次》

1. 事業成績	4
(1) 新契約高	
(2) 保有契約高(長期共済)	
(3) 解約・失効率の状況	
(4) 共済金支払実績	
2. 主な経営指標等	8
(1) 資産の状況	
(2) 支払余力(ソルベンシー・マージン)比率	
(3) 基礎利益	
(4) 実質純資産額	
3. 財務の状況	9
4. 収支の状況	10
5. 貸借対照表	12
6. 損益計算書	13
7. 注記表	14
8. JA共済連および子会社の状況(連結)	30

(注) 本報告における金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。
したがって、各表上の数値を合計しても合計欄と一致しない場合があります。
なお、切り捨てる前の金額が記載単位未満の場合は、「0」と表示し、切り捨てる前の
金額が0円の場合は、「-」と表示しています。
また、比率は、小数点記載単位未満を四捨五入して表示しています。

【令和4年度 JA共済連の決算概要について】**(1) 契約状況および受入共済掛金・共済金支払実績**

新契約高は、生命総合共済の減少などにより13兆2,371億円となり、保有契約高については、生命総合共済の減少などから224兆3,243億円となりました。

受入共済掛金は3兆8,342億円となり、共済金支払実績は3兆1,086億円となりました。

(2) 基礎利益

令和4年度は、新型コロナウイルスや自然災害(地震、風水害)にかかる支払共済金の増加、為替ヘッジコストの増加などにより、基礎利益は前年度から1,422億円減少の3,724億円となりました。

注. 令和4年度から基礎利益の計算方法について一部変更(為替にかかるヘッジコストを基礎利益の算定に含め、投資信託の解約損益を基礎利益の算定から除外)しています。

1. 事業成績

(1) 新契約高

① 長期共済

(単位 件数：件、金額：億円)

共済種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	保障共済金額	保障共済金額	保障共済金額	契約件数	満期共済金額	保障共済金額
終身共済	19,969	22,521	21,458	218,443	6,892	15,683
定期生命共済	3,269	3,421	3,440	32,279	—	3,474
養老生命共済 (うちこども共済)	4,414 (2,307)	4,367 (2,354)	3,488 (1,877)	85,946 (67,956)	1,891 (1,508)	3,006 (1,627)
生命計	27,653	30,311	28,388	336,668	8,783	22,165
医療共済	469	458	875	610,473	914	567
がん共済	—	—	—	60,783	—	—
医療系計	469	458	875	671,256	914	567
介護共済	1,480 [1,878]	1,977 [2,348]	2,188 [2,581]	39,019	1,151	861
認知症共済	—	—	—	55,216	—	1,154
生活障害共済	[2,133] [2,200]	[3,072] [2,766]	[3,093] [2,334]	46,668	1,872	2,559
特定重度疾病共済	—	3,028	1,842	77,242	—	1,361
年金共済	0 [3,319]	— [2,627]	— [866]	130,560	850	—
生命総合計	29,603	32,747	31,452	1,356,629	8,783	23,594
建物更生共済	188,982	161,152	130,879	725,582	7,783	108,776
生命総合・建物更生共済計	218,586	193,899	162,332	2,082,211	16,567	132,371
財産形成貯蓄共済	12	13	11	1,819	11	11
合計	218,599	193,912	162,343	2,084,030	16,578	132,383

- (注) 1. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約、三大疾病前払特約、生存特約、家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の給付金額の合計です。
2. 定期生命共済の保障共済金額は、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。
3. 共済金額増支特約付こども共済の保障金額は、共済金額の5倍相当額としています。
4. 医療共済の満期共済金額は治療共済金額であり、保障共済金額は定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の給付金額の合計です。なお、令和3年度については、下段の[]内に治療共済金額を表示しています。
5. がん共済の保障共済金額は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。
6. 介護共済の満期共済金額は介護共済金額であり、保障共済金額は一時払介護共済の死亡給付金額です。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。令和元～3年度については、上段に一時払介護共済の死亡給付金額、下段の[]内に介護共済金額を表示しています。
7. 認知症共済の保障共済金額は認知症共済金額です。
8. 生活障害共済の満期共済金額は定期年金型生活障害者年金原資(年金年額×共済期間×1/2)であり、保障共済金額は一時金型生活障害者共済金額です。令和元～3年度については、上段[]内に一時金型生活障害者共済金額、下段の[]内に定期年金型生活障害者年金原資を表示しています。
9. 特定重度疾病共済の保障共済金額は特定重度疾病共済金額です。
10. 年金共済の満期共済金額は年金年額、保障共済金額は定期特約共済金額であり、契約件数および満期共済金額(年金年額)には、年金開始された契約の件数・年金年額を含みません。なお、令和元～3年度については、上段に定期特約共済金額、下段の[]内に年金年額を表示しており、令和元年度の定期特約共済金額は、800万円です。
11. 「生命総合 計」、「生命総合・建物更生共済 計」および「合計」の満期共済金額には、医療共済の治療共済金額、介護共済の介護共済金額、生活障害共済の定期年金型生活障害者年金原資(年金年額×共済期間×1/2)および年金共済の年金年額を含みません。
12. 「生命総合 計」、「生命総合・建物更生共済 計」および「合計」の保障共済金額には、生活障害共済の一時金型生活障害者共済金額、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および認知症共済の認知症共済金額を含みません。

② 短期共済

(単位: 件数: 件、金額: 億円、掛金: 百万円)

共済種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	共済掛金	共済掛金	共済掛金	契約件数	共済金額	共済掛金
火災共済	10,722	10,454	10,258	1,191,118	145,640	10,083
自動車共済	266,881	268,000	266,433	8,126,430	—	264,679
傷害共済	8,210	7,771	7,514	6,425,198	221,798	7,372
団体定期生命共済	21,004	22,183	23,768	169,017	15,788	25,398
自賠責共済	60,129	49,856	45,540	3,218,703	—	45,122
その他短期共済	6,485	7,494	7,218	416,674	97,226	8,004
合計	373,433 [475,141]	365,760 [466,279]	360,734 [458,788]	19,547,140	480,453	360,659 [457,314]

(注) 1. 共済掛金額の合計欄の上段は連合会が収納する共済掛金、下段の [] 内はJAが契約者から収納した共済掛金を表示しています。

2. 「その他短期共済」とは、団体建物火災共済、定額定期生命共済、賠償責任共済の合計であり、共済金額は、団体建物火災共済の金額を表示しています。

3. 契約件数は、以下のとおりです。

火災共済、団体建物火災共済・・・・・・・・・・・・・符号(目的)件数
自動車共済、傷害共済(福祉事業就業中・福祉事業利用者)、賠償責任共済・・・・・・・・・・・・・証書件数
傷害共済(福祉事業就業中・福祉事業利用者以外)、団体定期生命共済、定額定期生命共済・・・・・・被共済者数
自賠責共済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約台数

(2) 保有契約高(長期共済)

(単位: 件数: 件、金額: 億円)

共済種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	保障共済金額	保障共済金額	保障共済金額	契約件数	満期共済金額	保障共済金額
終身共済	718,793	687,293	651,750	7,343,967	237,898	615,318
定期生命共済	8,522	10,656	12,616	139,996	—	14,689
養老生命共済	260,230	230,146	204,661	3,226,502	66,708	182,415
(うちこども共済)	(80,075)	(75,777)	(71,600)	(1,748,809)	(29,639)	(67,151)
生命計	987,546	928,095	869,029	10,710,465	304,606	812,423
医療共済	24,763	22,680	20,017	4,843,667	2,309	17,717
			[1,274]			
がん共済	2,459	2,372	2,280	1,238,886	—	2,193
定期医療共済	5,287	4,948	4,494	205,489	—	4,132
医療系計	32,511	30,002	26,792	6,288,042	2,309	24,043
介護共済	9,641	11,344	13,253	674,772	19,214	13,832
	[15,143]	[16,756]	[18,661]			[19,214]
認知症共済	—	—	—	54,714	—	1,140
生活障害共済	[3,666]	[6,261]	[8,546]	220,244	8,570	10,314
	[4,817]	[6,659]	[7,783]			[8,570]
特定重度疾病共済	—	[2,999]	[4,205]	295,424	—	4,899
年金共済	2,402	2,164	1,945	3,807,546	22,999	1,734
	[21,905]	[23,422]	[23,191]			[22,999]
生命総合計	1,032,101	971,607	911,021	22,051,207	304,606	852,034
建物更生共済	1,421,855	1,415,833	1,403,483	9,254,518	125,904	1,391,208
生命総合・建物更生共済計	2,453,957	2,387,440	2,314,504	31,305,725	430,511	2,243,243
財産形成貯蓄共済	118	118	116	10,535	112	112
合計	2,454,075	2,387,559	2,314,621	31,316,260	430,624	2,243,355

- (注) 1. 平成3年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済の終身、養老生命、年金の各共済に集算しています。
2. 終身共済(養老生命共済)の保障共済金額は、終身共済金額(満期共済金額)と定期特約、三大疾病前払特約、生存特約、家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。
3. 定期生命共済の保障共済金額には、三大疾病前払特約および生存特約の共済金額を含みます。
4. 共済金額増支払特約付こども共済の保障金額は、共済金額の8倍相当額としています。
5. 医療共済の満期共済金額は治療共済金額であり、保障共済金額は死亡給付金額(入院共済金額の100倍)、定期特約と家族収入保障特約(特約金額×共済期間×1/2)の共済金額および生活保障特約の総支払額の合計です。なお、平成22年度以降に契約された医療共済には死亡給付金額はありません。また、令和3年度については、下段の[]内に治療共済金額を表示しています。
6. がん共済の保障共済金額は、がん死亡共済金額(がん入院共済金額の100倍)です。なお、平成24年度以降に契約されたがん共済にはがん死亡共済金額はありません。
7. 定期医療共済の保障共済金額は、死亡給付金額です。
8. 介護共済の満期共済金額は介護共済金額であり、保障共済金額は一時払介護共済の死亡給付金額です。なお、介護共済には死亡給付金額はありません。また、令和元～3年度については、上段に一時払介護共済の死亡給付金額、下段の[]内に介護共済金額を表示しています。
9. 認知症共済の保障共済金額は認知症共済金額です。
10. 生活障害共済の満期共済金額は定期年金型生活障害者年金原資(年金年額×共済期間×1/2)であり、保障共済金額は一時型生活障害者共済金額です。令和元～3年度については、上段[]内に一時型生活障害者共済金額、下段の[]内に定期年金型生活障害者年金原資を表示しています。
11. 特定重度疾病共済の保障共済金額は特定重度疾病共済金額です。
12. 年金共済の満期共済金額は年金年額であり、保障共済金額は定期特約共済金額です。なお、令和元～3年度については、上段に定期特約共済金額、下段の[]内に年金年額を表示しています。
13. 「生命総合計」、「生命総合・建物更生共済計」および「合計」の満期共済金額には、医療共済の治療共済金額、介護共済の介護共済金額、生活障害共済の定期年金型生活障害者年金原資(年金年額×共済期間×1/2)および年金共済の年金年額を含みません。
14. 「生命総合計」、「生命総合・建物更生共済計」および「合計」の保障共済金額には、生活障害共済の一時型生活障害者共済金額、特定重度疾病共済の特定重度疾病共済金額および認知症共済の認知症共済金額を含みません。

(3) 解約・失効率の状況

		令和4年度末 到達目標	令和4年度末 実績	(参考)	
				令和3年度末	前年度差 ※2
解約・失効率 ※1 (保有ポイント)	生命共済	2.06%以内	2.57%	2.51%	+0.06%
	建物更生共済	1.88%以内	2.31%	2.14%	+0.17%

※1 解約新規を除く保障非継続契約を対象とする。

※2 前年度差のプラスは悪化、マイナスは改善を示す。

(4) 共済金支払実績

(単位: 百万円)

共済種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	共済金支払計	共済金支払計	共済金支払計	事故共済金	満期共済金	共済金支払計	
長期共済	終身共済	346,148	380,884	428,646	480,921	12,991	493,913
	定期生命共済	1,269	1,714	1,938	2,030	0	2,031
	養老生命共済 (うちこども共済)	1,179,821 (126,122)	930,964 (123,664)	725,417 (121,209)	60,042 (5,961)	470,063 (113,998)	530,105 (119,960)
	医療共済	73,270	69,653	77,069	138,255	—	138,255
	がん共済	11,239	10,977	11,618	11,938	—	11,938
	定期医療共済	5,459	4,647	4,999	5,742	326	6,068
	介護共済	6,691	8,278	10,455	12,669	—	12,669
	認知症共済	—	—	—	—	—	—
	生活障害共済	163	225	372	468	—	468
	特定重度疾病共済	—	147	660	1,019	—	1,019
	年金共済	633,200	611,791	603,435	21,611	575,005 (年金574,987)	596,616
	計	2,257,264	2,019,285	1,864,613	734,699	1,058,387	1,793,086
	建物更生共済	1,584,223	1,593,838	1,687,081	309,394	727,610	1,037,004
財産形成貯蓄共済	2,028	1,986	2,074	—	2,048	2,048	
計 ①	3,843,515	3,615,109	3,553,769	1,044,093	1,788,045	2,832,139	
短期共済	火災共済	5,189	4,391	4,412	4,665	—	4,665
	自動車共済	190,111	166,265	165,998	178,677	—	178,677
	傷害共済	6,751	6,319	5,878	6,006	—	6,006
	団体定期生命共済	11,992	13,127	13,231	15,788	—	15,788
	自賠責共済	33,722	30,486	28,192	25,607	—	25,607
	その他短期共済	4,440	5,440	4,174	7,235	—	7,235
計 ②	252,207	226,031	221,887	237,978	—	237,978	
長期・短期共済合計①+②	4,095,723	3,841,140	3,775,657	1,282,072	1,788,045	3,070,118	
その他の共済 ③ (うち建物短期再共済)	41,523 (6,123)	39,286 (4,790)	38,653 (5,735)	6,629 (6,629)	31,879	38,508 (6,629)	
合計 ① + ② + ③	4,137,246	3,880,427	3,814,311	1,288,701	1,819,925	3,108,626	

(注) 1. 平成5年度以前に契約された終身共済、養老生命共済、年金共済については、生命総合共済の終身、養老生命、年金の各共済に合算しています。

2. 生命総合共済の各種入院特約、通院特約、生前給付特約、重度障害年金特約、三大疾病前払特約、がん死亡給付特約、生活保障特約、家族収入保障特約および満期前払特約等については、それぞれの特約が付されている共済契約の種類に含めて計上しています。

3. 短期共済の「その他短期共済」とは、団体建物火災共済、定期定期生命共済、賠償責任共済の合計です。

4. 「その他の共済」とは、退職年金共済、国民年金基金共済、確定拠出年金共済、建物短期再共済の合計です。

2. 主な経営指標等

(1) 資産の状況

(単位：億円)

科 目	令和4年度末		令和3年度末
		前年度比 (%)	
総 資 産	576,870	99.1	581,926
うち運用資産	553,776	98.8	560,292

(2) 支払余力（ソルベンシー・マージン）比率

(単位：億円)

	令和4年度	令和3年度	前年度差
支払余力の総額 A	122,567	126,161	△ 3,594
リスクの合計額 B	22,378	18,590	3,788
支払余力比率 A / ((1/2) × B) × 100	1,095.4%	1,357.3%	△ 261.9%

(注) 支払余力（ソルベンシー・マージン）比率とは、通常の子測を超えて発生する諸リスク（巨大災害など）に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。
また、JA共済連では、生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。
この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。
なお、令和4年度末より、南海トラフ地震等の地震研究の最新知見を巨大災害リスクの算定に反映しています。

(3) 基礎利益

(単位：億円)

	令和4年度	令和3年度	前年度差
基礎利益	3,724	5,147	△ 1,422
(うち費差損益)	829	877	△ 47
(うち利差損益)	913	1,081	△ 167
(うち危険差損益)	1,980	3,187	△ 1,206

(注) 基礎利益とは、共済事業本来の期間損益を示す指標で、具体的には、損益計算書の「経常利益」から、有価証券売却損益などの「キャピタル損益」および異常危険準備金取崩額などの「臨時損益」を除いて算出しています。共済事業は、長期間にわたって契約者への保障を確実に履行するために、共済指金（予定事業費率、予定利率、予定死亡・予定危険率）の設定にあたって、あらかじめ将来のリスクに備えて適度の安全性を確保しています。そのため、この予定の率と決算による実績との差額が発生することになります。
なお、令和4年度から基礎利益の計算方法について一部変更（為替にかかるヘッジコストを基礎利益の算定に含め、投資信託の解約損益を基礎利益の算定から除外）しています。また、令和3年度の数値についても、変更後の取扱いに基づき再計算しています。

(4) 実質純資産額

(単位：億円)

	令和4年度	令和3年度	前年度差
実質純資産額	144,072	167,187	△ 23,115
対総資産比率	25.0%	28.7%	△ 3.7%

(注) 実質純資産額とは、実質的な債務超過かどうかを判定するための基準です。
具体的には、「時価評価した資産の額」から「負債から自己資本とみなされるもの（異常危険準備金、価格変動準備金など）を除いた額」を控除して算出しています。

3. 財務の状況

令和4年度末の財務状況は、次のとおりです。

(1) 資産の状況

- ① 総資産は、前年度末から5,056億円減少の57兆6,870億円（前年度比99.1%）となりました。
- ② 運用資産は、前年度末から6,515億円減少の55兆3,776億円（前年度比98.8%）となりました。

(2) 負債の状況

- ① 負債の部は、前年度末から824億円減少の53兆6,306億円（前年度比99.8%）となりました。
- ② 責任準備金は、前年度末から1,219億円増加の50兆3,929億円（前年度比100.2%）となりました。

(3) 純資産の状況

純資産の部は、前年度末から4,231億円減少の4兆564億円（前年度比90.6%）となりました。

4. 収支の状況

令和4年度の収支状況は、次のとおりです。

(1) 経常損益の状況

① 経常損益

経常収益は、前年度から8,912億円減少の5兆1,015億円(前年度比85.1%)となりました。経常費用は、前年度から8,431億円減少の4兆9,792億円(前年度比85.5%)となりました。

以上の結果、経常利益は、前年度から480億円減少の1,222億円(前年度比71.8%)となりました。

② 経常損益の主要科目

ア. 受入共済掛金は、3兆8,342億円(前年度比82.6%)となりました。

イ. 支払共済金は、建物更生共済の満期共済金が減少したことなどから、前年度から7,115億円減少の3兆1,593億円(前年度比81.6%)となりました。

ウ. 財産運用収益から財産運用費用を差し引いた正味財産運用益は、為替ヘッジコストの抑制を目的として、為替ヘッジ比率の機動的な調整に加え、為替ヘッジコストのかかる外貨建資産を中心に残高を縮小した一方、その代替として超長期の国債等の残高を積み増したことなどにより、事業計画値8,446億円を上回る8,488億円を確保しました。

エ. 事業普及費と事業管理費の合計は、前年度から20億円減少の1,368億円(前年度比98.5%)となりました。

(2) 法人税等合計・契約者割戻準備金繰入額および剰余金の状況**① 法人税等合計**

法人税等合計は、前年度から116億円減少の185億円（前年度比61.5%）となりました。

(単位：億円、%)

科 目	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比
法人税等合計	185	301	△ 116	61.5

② 契約者割戻準備金繰入額

契約者割戻準備金繰入額は、前年度から57億円減少の314億円（前年度比84.5%）となりました。

(単位：億円、%)

科 目	令和4年度	令和3年度	増減額	前年度比
契約者割戻準備金繰入額	314	372	△ 57	84.5

③ 当期剰余金・当期未処分剰余金

当期剰余金は、前年度から314億円減少の715億円（前年度比69.5%）となりました。

また、当期未処分剰余金は、前年度から376億円減少の1,866億円（前年度比83.2%）となりました。

5. 貸借対照表

第73年度〔令和5年3月31日現在〕貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
預金	505,376	共済契約準備金	51,838,430
系統預金	481,732	支払備金	909,547
系統外預金	23,643	責任準備金	50,392,980
金銭の信託	251,228	契約者割戻準備金	535,902
金銭債権	10,407	未払再保険勘定	11,731
有価証券	53,818,090	代理店勘定	175
国債	39,135,077	共済資金	6,435
地方債	2,433,356	その他負債	401,012
政府保証債	816,660	借入金	248,900
短期社債	209,995	未払法人税等	45,414
社債	1,589,283	金融派生商品	36,855
外国証券	5,113,679	前受収益	532
株式	1,565,371	未払費用	2,448
その他の有価証券	2,954,665	リース債務	2,860
貸付金	503,255	資産除去債務	1,553
共済契約貸付	83,251	その他の負債	62,447
一般貸付	336,637	諸引当金	42,560
その他の貸付	83,366	賞与引当金	2,808
運用不動産	289,305	退職給付引当金	39,462
有形固定資産	286,586	役員退職慰労引当金	290
無形固定資産	2,719	価格変動準備金	1,330,268
未収共済掛金	216,498		
未収再保険勘定	12,911	負債の部合計	53,630,614
その他資産	206,025		
金融派生商品	53,176	(純資産の部)	
金融商品等差入担保金	2,472	出資金	756,537
前払費用	998	利益剰余金	2,430,312
未収収益	101,933	利益準備金	471,652
その他の資産	47,444	その他利益剰余金	1,958,660
業務用固定資産	160,210	特別危険積立金	138,937
有形固定資産	74,145	災害救済積立金	29,086
建物	30,878	共済契約特別積立金	1,423,981
土地	36,353	交通事故対策基金	66,416
リース資産	3,444	経営基金整備積立金	41,797
建設仮勘定	30	地域・農業活性化積立金	71,780
その他の有形固定資産	3,436	当期末処分剰余金	186,660
無形固定資産	86,065	(うち当期剰余金)	71,504
資本貸付金	200,000	会 員 資 本 合 計	3,186,849
外部出資	111,169	その他有価証券評価差額金	870,089
系統出資	34,477	繰延ヘッジ損益	△ 535
系統外出資	14,742	評価・換算差額等合計	869,554
子会社等出資	61,949		
繰延税金資産	1,405,546	純資産の部合計	4,056,404
貸倒引当金	△ 2,231		
外部出資等損失引当金	△ 776		
資産の部合計	57,687,018	負債及び純資産の部合計	57,687,018

6. 損益計算書

第73年度 令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	5,101,527	価格変動準備金繰入額	40,187
直接事業収益	3,848,509	事業普及費	19,922
受入共済掛金	3,834,275	事業管理費	116,878
再保険金	3,206	人件費	61,316
再保険払戻金	21	業務費	27,536
その他の直接事業収益	11,005	諸税負担金	14,413
共済契約準備金戻入額	113,161	施設費	13,155
支払備金戻入額	58,637	雑費	456
契約者割戻準備金戻入額	54,524	その他経常費用	73,246
財産運用収益	1,128,246	寄付金	17
利息及び配当金収入	789,023	交通事故対策事業費	1,521
預金利息	6	経営基盤整備事業費	58,202
有価証券利息配当金	756,257	地域・農業活性化事業費	7,136
貸付金利息	5,533	その他の経常費用	6,368
不動産賃貸料	23,062	経常利益	122,292
その他の利息及び配当金	4,162	特別利益	1,551
金銭の信託運用益	6,933	固定資産処分益	1,034
有価証券売却益	229,675	異常危険準備金限度超過取崩額	516
その他の運用収益	102,613	特別損失	2,350
その他経常収益	11,609	固定資産処分損	1,363
受取出資配当金	2,089	減損損失	7
受取特別配当金	14	災害救援金	913
その他の経常収益	9,505	その他の特別損失	65
経常費用	4,979,234	税引前当期剰余	121,494
直接事業費用	4,317,543	法人税等合計	18,528
支払払戻金	48,560	法人税、住民税及び事業税	61,089
支払返戻金	977,975	法人税等調整額	△ 42,560
支払共済金	3,159,386	契約者割戻準備金繰入額	31,460
支払割戻金	54,397	当期剰余金	71,504
再保険料	64,246	当期首繰越剰余金	47,382
その他の直接事業費用	12,978	災害救援積立金取崩額	913
共済契約準備金繰入額	132,030	交通事故対策基金取崩額	1,521
責任準備金繰入額	122,435	経営基盤整備積立金取崩額	58,202
割戻金措置利息繰入額	9,594	地域・農業活性化積立金取崩額	7,136
財産運用費用	279,425	当期未処分剰余金	186,660
有価証券売却損	59,290		
有価証券評価損	303		
金融派生商品費用	204,211		
貸付事務費	0		
不動産管理費	5,805		
不動産償却費	4,790		
その他の運用費用	5,023		
特別勘定資産運用損	0		

7. 注記表

I. 継続組合の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

有価証券(「有価証券」のほか「金銭債権」及び「外部出資」中の有価証券を含む。)の評価基準及び評価方法は、以下のとおりであります。

① 売買目的有価証券

時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価しております。

② 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価(定額法)により評価しております。

③ 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価により評価しております。

なお、子会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第2項に規定する子法人等が発行する株式のことであり、関連会社株式とは、「農業協同組合法施行規則」第6条第3項に規定する関連法人等が発行する株式のことであります。

④ 責任準備金対応債券

移動平均法による償却原価(定額法)により評価しております。

なお、「責任準備金対応債券」とは、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に準じた一定の要件を満たす円貨建債券を分類したものであります。

⑤ その他有価証券

ア 市場価格のない株式等以外のもの

有価証券の評価は期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)により評価しております。

イ 市場価格のない株式等

移動平均法による原価により評価しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(1)の有価証券と同様の方法によっております。

また、評価は信託の契約単位ごとに行い、その評価額の合計額を貸借対照表に計上しております。

(3) デリバティブ取引

時価により評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

運用不動産及び業務用固定資産の減価償却の方法は、以下のとおりであります。

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法により償却しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、ソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、期末日の為替相場により円換算しております。但し、海外子会社株式については、取得時の為替相場により円換算しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れ等による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、以下のとおり計上しております。

① 破産・会社更生・特別清算・民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下、「実質破綻先」という。）に対する債権については、下記Ⅲ. 1. に記載されている直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、現状では経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

② 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

③ すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が検証しており、その査定結果に基づいて引当金の計上を行っております。

(2) 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資先への出資に係る損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、職員賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末までに発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生した年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に定める支給見込額を計上しております。

(6) 価格変動準備金

価格変動準備金は、「農業協同組合法」第11条の34の規定に基づく準備金であり、「農業協同組合法施行規則」第36条の規定に基づいて算出した所要額を計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

共済負債の一部に対する金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に準じた金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜経理方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却しております。

7. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

決算書類に記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

8. その他決算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 受入共済掛金

受入共済掛金は、収納があり、共済契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。

なお、収納した共済掛金のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、「農業協同組合法」第11条の32及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第2号の規定に基づき、責任準備金に積み立てております。

(2) 支払共済金、支払返戻金、支払払戻金、支払割戻金(以下、「支払共済金等」という。)

支払共済金等は、共済約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。

なお、「農業協同組合法」第11条の33及び「農業協同組合法施行規則」第33条の規定に基づき、期末時点において支払義務が発生しているが支払いが行われていない、または支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められる共済金等について、支払備金に積み立てております。

(3) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、期末時点において、共済契約上の責任が開始している契約について、共済契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、「農業協同組合法」第11条の32の規定に基づき、共済掛金及び責任準備金の算出方法書(「農業協同組合法」第11条の17第1項及び第2項)に記載された方法に従って計算し、積み立てております。

責任準備金のうち共済掛金積立金については、「農業協同組合法施行規則」第31条第4項の規定に基づき、平準純共済掛金式により計算しております。

なお、期末時点における責任準備金には、生命総合共済・建物更生共済の一部の契約を対象に、「農業協同組合法施行規則」第31条第5項の規定により、追加して積み立てた責任準備金が含まれております。

この規定に基づき、当期に一部の生命総合共済を対象に積み立てた額は216,779百万円であり、このうち、当期より新たに積立対象とした共済契約に係る必要財源は、前期末までに積み立てた異常危険準備金162,985百万円を取り崩して充当しております。

また、責任準備金のうち異常危険準備金については、「農業協同組合法」第11条の32及び「農業協同組合法施行規則」第31条第1項第3号の規定に基づき、共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

(4) 責任準備金対応債券

責任準備金対応債券に関する事項は、以下のとおりであります。

- ① 生命総合共済及び建物更生共済の当期末の保有契約から発生すると予測される支出額(共済金・事業費等)のデュレーション(金利変動に対する時価変動の程度を表す指標)と、当該保有契約から発生すると予測される共済掛金のうち予め定められた一定割合の収入額及び責任準備金対応債券とのデュレーションが、定められた範囲となるように責任準備金対応債券を管理しております。
- ② 責任準備金対応債券のデュレーション及び資金配分に係る運用方針を理事会において定めており、収支分析の結果に基づき運用方針の見直しを行っております。
- ③ 責任準備金対応債券に係る小区分の設定に当たっては、将来における一定期間の共済収支に基づくデュレーションを勘案した方法を採用しております。この方法に用いた将来の共済収支の期間は40年、保有契約から将来40年以内に発生すると予測される支出額のデュレーションは11.4年、保有契約から将来40年以内に発生すると予測される共済掛金のデュレーションは8.6年、責任準備金対応債券のデュレーションは12.3年であります。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)を当期首から適用し、同適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、同適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、市場における取引価格が存在しない投資信託については、従来、移動平均法による原価法を採用しておりましたが、当期より期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31百万円であります。

2. 運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

運用不動産及び業務用固定資産の減価償却累計額、国庫補助金または保険差益の受領等により取得価額から控除している圧縮記帳額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	減価償却累計額	圧縮記帳額
運用不動産	125,101	0(うち当期分：-)
業務用固定資産	81,147	355(うち当期分：-)
合計	206,249	355(うち当期分：-)

3. リース契約により使用する重要な固定資産

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

なお、未経過リース料は以下のとおりであります。

1年内	164百万円
1年超	1,145
合計	1,309

4. 本会が貸手となっているリース契約

オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

なお、未経過リース料は以下のとおりであります。

1年内	9,248百万円
1年超	31,621
合計	40,870

5. 担保に供している資産

担保に供している資産の種類等は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	担保に供している資産		担保に係る債務	
	期末帳簿価額	担保の種類	内容	期末残高
有価証券	639,827	質権	該当なし	-

6. 貸付有価証券

消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、6,720,174百万円であります。

7. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額は319百万円であり、金銭債務の総額は7,592百万円であります。

8. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権・金銭債務はありません。

9. 「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額

「農業協同組合法施行規則」第200条第1号に規定する額はありません。

10. 特別法上の準備金等

自動車損害賠償責任共済の責任準備金は、「自動車損害賠償保障法」第28条の3の規定に基づき「自動車損害賠償保障法」第28条の3第1項に規定する準備金の積立て等に関する命令」に定める額を計上しております。

11. 農協法等開示債権の状況

債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」並びに「貸付条件緩和債権」の合計額は10,673百万円であります。なお、内訳については以下のとおりであります。

(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はあります。

なお、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

(2) 債権のうち、危険債権額はあります。

なお、「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権であります。

(3) 債権のうち、三月以上延滞債権額はあります。

なお、「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」に該当しないものであります。

(4) 債権のうち、貸付条件緩和債権額は10,673百万円であります。

なお、「貸付条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」に該当しないものであります。

12. 特別勘定の資産及び負債

「農業協同組合法」第11条の37に規定する特別勘定(確定拠出年金共済)の資産の額は52百万円であります。

なお、負債の額も同額であります。

13. 再保険契約に係る責任準備金及び支払備金

「農業協同組合法施行規則」第32条に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金の額は3,823百万円であります。

また、「農業協同組合法施行規則」第34条第3項において準用する同規則第32条に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金の額は1百万円であります。

14. 資本貸付金

農林中央金庫に対する永久劣後ローンであります。

15. 借入金

円建劣後ローンであります。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高

子会社等との取引高は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	収益総額	費用総額
事業取引	4,678	33,123
事業取引以外	1,541	0
合計	6,219	33,123

2. 減損損失

当期における固定資産の減損損失に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 資産のグルーピング方法

共済事業の用に供している不動産等については、共済事業全体で1つの資産グループとしております。

また、共済事業の用に供していない賃貸用不動産及び遊休資産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

用途	場所	件数 (件)	減損損失(百万円)		
			土地	建物等	計
賃貸用不動産	該当なし	-	-	-	-
遊休資産等	長野県他	6	2	5	7
合計		6	2	5	7

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、賃貸用不動産については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休資産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については将来キャッシュ・フローを3%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額または固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算した評価額等から処分費用見込額を差し引いて算定しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本会は、生命・損害両分野の共済事業を行っており、長期の予定利率固定型仕組みを主力としていることから、責任準備金が長期の固定金利資金として負債の大部分を占めております。

この負債特性を考慮し、共済金や返戻金等の支払を将来にわたって確実に実行するため、円貨建の確定利付資産(公社債等)を主体とした運用を行うなか、収益性向上に向けた外国証券運用等にも取り組んでおります。

また、デリバティブ取引については、主に保有資産または負債にかかるリスクのヘッジ及びコントロールを目的としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として国債、地方債、政府保証債及び社債を中心とした円貨建債券であり、その大部分を責任準備金対応債券として保有しております。そのほか主に、国内の貸付金、株式及び投資信託への投資を行っております。これらは、与信先の信用リスク、市場価格の変動リスク及び為替リスクに晒されております。

また、資産と負債を経済価値ベースで評価した場合には、金利の変動による資産・負債の感応度の違いにより生じる金利リスクを有しております。

デリバティブ取引は、主として為替予約及び金利スワップであり、取引方針に沿って、外貨建資産の為替リスクまたは金利リスクのヘッジ及びコントロールを目的に取引を行っております。なお、共済負債の一部に対する金利リスクのヘッジ手段として金利スワップを行い、ヘッジ会計を適用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

本会は、「リスク管理基本方針」のもと、「資産運用リスク管理方針」及び「資産運用リスク管理規程」を設け、各リスクに関する管理諸規程を定め、リスクの管理を行っております。また、各リスクの状況については、資産運用リスク管理部門が、定期的に理事会等に報告を行っております。

① 信用リスクの管理

本会は、信用リスクに関する管理諸規程等に従い、貸付金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部信用格付、保証や担保の設定及び問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、投融資執行部門のほか信用評価・審査部門及び資産運用リスク管理部門により行われております。

有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、信用状況や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

また、特定の企業または企業グループに対する与信集中の回避を目的とした与信限度額設定による管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投融资執行部門は、理事会で決定した資金運用計画に基づき、部署ごとに運用方針、運用基準及び手続要領等を設定して、購入前の事前審査、購入後の継続的なモニタリングを実施しております。

また、資産運用リスク管理部門は、リスク管理方法や手続等を定めた要領に基づき、想定以上の損失の発生を未然に防止するため、評価損益の一元的な管理や限度枠の設定等を行い、ポートフォリオ全体の管理を行っております。

なお、ヘッジ会計の適用にあたっては、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)等における適用要件を満たすため、方針・規程等を整備した上で、ヘッジ対象とリスクの種類及び選択するヘッジ手段を明確にし、資産運用リスク管理部門により事前並びに事後の有効性評価を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合等への出資は、次表には含めず(2)に記載しております。また、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券			
売買目的有価証券	52	52	-
満期保有目的の債券	3,358,624	4,052,726	694,102
責任準備金対応債券	34,453,452	36,676,896	2,223,443
其他有価証券	15,974,705	15,974,705	-
貸付金	503,255		
貸倒引当金(*1)	△ 1,284		
貸倒引当金控除後	501,970	506,883	4,912
資産計	54,288,805	57,211,264	2,922,458
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	17,062	17,062	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(742)	(742)	-
デリバティブ取引計	16,320	16,320	-

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合には、()で表示しております。

(*3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項により基準価額を時価とみなす投資信託が含まれております。

(2) 市場価格のない株式等及び組合等への出資

市場価格のない株式等及び組合等への出資の貸借対照表計上額は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(*1)	-
組合等への出資(*2)	31,256
合計	31,256

(*1)市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合等への出資は主に匿名組合、投資事業組合等であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-16項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(3) 貸付金及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券	1,930,301	3,380,719	3,327,656	3,793,887	7,061,872	29,178,381
満期保有目的の債券	-	-	-	13,666	-	3,320,234
責任準備金対応債券	1,281,615	2,539,578	2,369,400	2,353,723	5,402,023	20,356,208
その他有価証券のうち 満期があるもの	648,685	841,141	958,256	1,426,498	1,659,849	5,501,939
貸付金(*)	81,127	89,362	88,431	100,202	52,103	8,333
合計	2,011,428	3,470,081	3,416,088	3,894,090	7,113,975	29,186,715

(*)貸付金のうち、農村還元等貸付及び共済契約貸付83,252百万円は含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債	4,352,128	-	-	4,352,128
地方債	-	358,626	-	358,626
政府保証債	-	121,694	-	121,694
短期社債	-	209,995	-	209,995
社債	-	1,329,851	-	1,329,851
外国証券	2,558,752	2,429,088	45,626	5,033,468
株式	1,565,371	-	-	1,565,371
その他の有価証券	722,013	2,033,377	-	2,755,390
デリバティブ取引				
金利関連	-	272	-	272
通貨関連	-	52,904	-	52,904
資産計	9,198,266	6,535,810	45,626	15,779,702
デリバティブ取引				
金利関連	-	742	-	742
通貨関連	-	36,113	-	36,113
負債計	-	36,855	-	36,855

(*)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項により基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	3,857,891	-	-	3,857,891
地方債	-	145,889	-	145,889
政府保証債	-	48,945	-	48,945
社債	-	-	-	-
責任準備金対応債券				
国債	33,665,991	-	-	33,665,991
地方債	-	2,048,631	-	2,048,631
政府保証債	-	677,638	-	677,638
社債	-	284,634	-	284,634
貸付金	-	-	506,883	506,883
合 計	37,523,883	3,205,739	506,883	41,236,506

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しています。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、ブローカー等から入手する評価額をもって時価としており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

② 貸付金

貸付金のうち、一般貸付、公共団体貸付及び外国政府等貸付については、内部信用格付、期間及び担保・保証に基づき、契約別に信用リスク等を考慮した将来キャッシュ・フローを見積もり、市場金利等を基に算出した割引率を用いた割引現在価値法により、時価を算定しております。なお、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先となる貸付金については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて個別貸倒引当金を算定しており、時価は債権額から個別貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されることから、当該価額をもって時価としております。

農村還元等貸付については、金額の重要性が乏しいことから、帳簿価額を時価としております。

また、共済契約貸付については当該貸付を担保の範囲内に限り、返済期間を1年以内としているものの解約返戻金の一定の範囲内であれば延長が可能である契約もしくは返済期限の定めのない契約であります。返済の見込まれる期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

いずれの時価においても観察できないインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しています。

③ デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引金融機関等から入手した評価額を利用しており、観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

- ① 重要な観察できないインプットに関する定量的情報
 本会自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。
- ② 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券 その他有価証券 外国証券	合計
期首残高	55,014	55,014
当期の損益等	△522	△522
評価・換算差額等に計上(*1)	△522	△522
購入、売却、発行及び決済	-	-
レベル3の時価への振替(*2)	-	-
レベル3の時価からの振替(*3)	△8,865	△8,865
期末残高	45,626	45,626
当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	-	-

(*1) 貸借対照表の評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金に含まれています。

(*2) レベル1またはレベル2の時価からレベル3の時価への振替はありません。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、外国証券について観察可能なデータが利用可能になったことによるものです。当該振替は期末日に行っています。

(注3) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託は時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品には含めておりません。なお、第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の当期末における貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
投資信託財産が金融商品である投資信託(第24-3項)	123,734
投資信託財産が不動産である投資信託(第24-9項)	124,443
合計	248,178

(単位：百万円)

	投資信託財産が 金融商品の投資信託	投資信託財産が 不動産の投資信託	合計
期首残高	86,511	95,217	181,729
当期の損益等	△2,875	1,409	△1,465
損益に計上(*1)	△81	-	△81
評価・換算差額等に計上(*2)	△2,793	1,409	△1,384
購入、売却、発行及び決済	40,098	27,816	67,914
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を開始した取引	-	-	-
時価算定会計基準適用指針第24-3項 または第24-9項の適用を中止した取引	-	-	-
期末残高	123,734	124,443	248,178
当期の損益に計上した額のうち期末日において保有する投資信託の評価損益	-	-	-

(*1) 損益計算書の財産運用収益及び財産運用費用に含まれています。

(*2) 貸借対照表の評価・換算差額等のその他有価証券評価差額金に含まれています。

(注4)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項の取扱いを適用した投資信託財産が金融商品である投資信託の当期末における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

解約等に関する制限	貸借対照表計上額
解約請求不可	2,556
長期の事前告知請求	112,739
投資先ピークルの払戻実績に伴う払戻	8,438
合計	123,734

(3) 時価の評価プロセスの説明

本会は決算担当部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しています。算定された時価は、独立した評価部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しています。検証結果は毎期決算担当部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されています。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いています。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しています。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

本会自身が観察できないインプットを推計していないため、注記を省略しております。

VI. 有価証券に関する注記

1. 市場価格のない株式等以外のもの

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
投資信託	52	0

(2) 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表計上額	時価	評価差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,196,464	3,857,891	661,427
	地方債	121,570	145,889	24,318
	政府保証債	40,589	48,945	8,356
	小計	3,358,624	4,052,726	694,102
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計	3,358,624	4,052,726	694,102	

(3) 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

種類	貸借対照表 計上額	時価	評価差額	
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	25,614,246	28,430,892	2,816,645
	地方債	1,427,567	1,553,250	125,683
	政府保証債	494,509	539,980	45,470
	社債	259,432	284,634	25,202
	小計	27,795,755	30,808,758	3,013,002
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	5,972,237	5,235,098	△737,138
	地方債	525,592	495,380	△30,211
	政府保証債	159,867	137,658	△22,209
	社債	-	-	-
	小計	6,657,696	5,868,138	△789,558
合計	34,453,452	36,676,896	2,223,443	

(4) その他有価証券

(単位:百万円)

種類	取得原価 または償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額	
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超えるもの	金銭債権	9,988	10,407	419
	国債	1,422,651	1,520,023	97,372
	地方債	284,176	287,125	2,949
	政府保証債	79,524	84,640	5,116
	短期社債	66,999	67,000	0
	社債	711,388	747,125	35,736
	外国証券	1,171,331	1,794,713	623,382
	株式	674,452	1,501,883	827,430
	その他の有価証券	1,324,607	1,740,302	415,694
	小計	5,745,120	7,753,223	2,008,102
貸借対照表計 上額が取得原 価または償却 原価を超えないもの	金銭債権	-	-	-
	国債	3,147,008	2,832,104	△314,903
	地方債	73,736	71,501	△2,235
	政府保証債	41,381	37,054	△4,327
	短期社債	142,998	142,995	△2
	社債	600,917	582,725	△18,192
	外国証券	3,659,557	3,318,965	△340,592
	株式	68,660	63,488	△5,172
	その他の有価証券	1,376,102	1,183,054	△193,047
	小計	9,110,362	8,231,889	△878,473
合計	14,855,482	15,985,112	1,129,629	

なお、上記の評価差額の合計額1,129,629百万円に下記5.(4)の評価差額70,675百万円を加えた1,200,306百万円から、繰延税金負債330,215百万円を差し引いた額870,089百万円をその他有価証券評価差額金に計上しております。

2. 当期中に売却した有価証券

当期中に売却した満期保有目的の債券、責任準備金対応債券及びその他有価証券に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券

当期中に売却した有価証券はありません。

(2) 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国債	573,230	2,142	-
合計	573,230	2,142	-

(3) その他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国債	106,346	8,579	8,579
地方債	16,703	7	1
政府保証債	119	-	18
社債	122,415	128	31
外国証券	811,453	180,232	48,405
株式	26,910	15,263	2,255
その他の有価証券	86,578	23,321	-
合計	1,170,525	227,532	59,290

3. 保有目的が変更となった有価証券

当期中に保有目的が変更となった有価証券はありません。

4. 当期中に減損処理を行った有価証券

当期中において、その他有価証券で時価のあるものについて303百万円減損処理を行っております。

なお、その他有価証券で時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

5. 金銭の信託

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は、以下のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
6,738	-

(2) 満期保有目的の債券

貸借対照表計上額はあります。

(3) 責任準備金対応債券

貸借対照表計上額はあります。

(4) その他有価証券

(単位：百万円)

取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	評価差額	
			うち評価益	うち評価損
173,814	244,489	70,675	70,675	-

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に関する事項

退職給付に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

就業規則に基づき、退職一時金制度及び確定給付企業年金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

イ、期首における退職給付債務	153,595
ロ、勤務費用	4,980
ハ、利息費用	399
ニ、数理計算上の差異の当期発生額	352
ホ、退職給付の支払額	△ 7,130
ヘ、過去勤務費用の当期発生額	-
ト、期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	152,197

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

イ、期首における年金資産	104,367
ロ、期待運用収益	1,294
ハ、数理計算上の差異の当期発生額	156
ニ、事業主からの拠出額	3,092
ホ、退職給付の支払額	△ 5,216
ヘ、期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	103,694

(4) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：百万円)

イ、積立型制度の退職給付債務	125,708
ロ、年金資産	△ 103,694
(イ+ロ)	22,014
ハ、非積立型制度の退職給付債務	26,489
ニ、未認識数理計算上の差異	△ 10,110
ホ、未認識過去勤務費用	1,068
ヘ、貸借対照表に計上された負債と資産の純額 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	39,462
ト、退職給付引当金	39,462
チ、前払年金費用	-
リ、貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39,462

(5) 退職給付に関連する損益

(単位:百万円)

イ、勤務費用	4,980
ロ、利息費用	399
ハ、期待運用収益	△ 1,294
ニ、数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,134
ホ、過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 88
ヘ、その他	△ 37
ト、確定給付制度にかかる退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	6,094

(6) 年金資産の主な内訳

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、年金資産の過去の運用実績等を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

イ、割引率	0.26%
ロ、長期期待運用収益率	1.24%

2. 旧農林共済組合に対する特例業務負担金

法定福利費(人件費)には、「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金719百万円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は6,411百万円です。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産の総額は1,745,647百万円であり、繰延税金負債の総額は330,954百万円です。繰延

税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、9,146百万円です。

(2) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、共済契約準備金(自動車損害賠償責任共済の責任準備金を除く。)1,292,547百万円、価格変動準備金371,410百万円、自動車損害賠償責任共済の責任準備金27,525百万円、退職給付引当金11,017百万円です。

(3) 繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額によるものです。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異

当期における法定実効税率は27.92%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率(15.25%)との間の主要な差異は、契約者割戻準備金繰入額△7.23%です。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅸ. その他の注記

該当事項はありません。

8. JA共済連および子会社の状況(連結)

JA共済連および子会社の状況(連結)にかかる直近連結会計年度の状況は、以下のとおりです。なお、連結子会社は共栄火災海上保険株式会社、持分法適用会社は農林中金全共連アセットマネジメント株式会社となっております。

【連結貸借対照表】

第73年度(令和5年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金	5	共済契約準備金	52,242,558
預金	534,038	諸引当金	3,224
金銭の信託	251,228	退職給付に係る負債	54,087
金銭債権	10,407	その他負債	433,951
有価証券	54,250,499	価格変動準備金	1,335,450
貸付金	505,113	再評価に係る繰延税金負債	3,044
運用不動産	296,445		
有形固定資産	293,726	負 債 の 部 合 計	54,072,316
無形固定資産	2,719		
業務用固定資産	201,167	(純 資 産 の 部)	
有形固定資産	114,788	出資金	756,537
建物	43,745	利益剰余金	2,445,359
土地	61,295	会 員 資 本 合 計	3,201,896
その他の有形固定資産	9,747	其他有価証券評価差額金	898,668
無形固定資産	86,378	繰延ヘッジ損益	△ 535
資本貸付金	200,000	退職給付に係る調整累計額	△ 7,271
外部出資	59,615	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	890,861
その他資産	463,101	非支配株主持分	32,852
繰延税金資産	1,429,393		
貸倒引当金	△ 2,314	純 資 産 の 部 合 計	4,125,610
外部出資等損失引当金	△ 776		
資 産 の 部 合 計	58,197,926	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	58,197,926

【連結損益計算書】

第73年度 { 令和4年4月 1日から
令和5年3月31日まで } 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,336,170
直接事業収益	4,080,115
共済契約準備金戻入額	106,357
財産運用収益	1,138,009
利息及び配当金収入	796,382
金銭の信託運用益	6,933
有価証券売却益	231,388
その他の運用収益	103,304
その他経常収益	11,687
経常費用	5,212,495
直接事業費用	4,545,868
共済契約準備金繰入額	105,560
財産運用費用	280,482
有価証券売却損	59,500
有価証券評価損	740
有価証券償還損	106
その他の運用費用	220,127
貸倒引当金繰入額	6
価格変動準備金繰入額	40,416
事業普及費	19,921
事業管理費	146,954
その他経常費用	73,292
経 常 利 益	123,674
特別利益	1,602
固定資産処分益	1,085
異常危険準備金限度超過取崩額	516
特別損失	2,773
固定資産処分損	1,489
減損損失	305
災害救援金	913
その他の特別損失	65
税金等調整前当期剰余	122,503
法人税等合計	18,534
法人税、住民税及び事業税	61,465
法人税等調整額	△ 42,931
契約者割戻準備金繰入額	31,460
当期利益	72,508
非支配株主に帰属する当期利益	218
当期剰余金	72,290